

第五十一回 参議院文教委員會會議錄第十九号

昭和四十一年六月七日(火曜日)
午前十一時二十二分開会

委員の異動

六月七日

辞任

小野 明君

補欠選任

野溝 勝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

二木 謙吾君

北畠 教真君

久保 勘一君

小林 武君

鈴木 力君

楠 正俊君

近藤 鶴代君

玉置 和郎君

内藤登三郎君

中上川アキ君

中村喜四郎君

吉江 勝保君

秋山 長造君

鶴岡 哲夫君

野溝 勝君

柏原 ヤス君

辻 武寿君

林 塩君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

文部大臣

厚生大臣

川崎 寛治君

中村 梅吉君

鈴木 善幸君

政府委員

文部政務次官

文部大臣官房長

文部省初等中等

教育局長

文化財保護委員

会事務局長

厚生省児童家庭

局長

常任委員会専門

員

大蔵省主計局主

計官

厚生省児童家庭

局養護課長

説明員

小田村四郎君

中野 正剛君

渡辺 猛君

事務局長

村山 松雄君

竹下 精紀君

赤石 清悦君

齋藤 正君

中野 文門君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○国立劇場法案(内閣提出、衆議院送付)

○教育、文化及び学術に関する調査

(特殊教育に関する件)

○委員長(二木謙吾君) ただいまから文教委員会

を開会いたします。

理事の補欠互選についておはかりをいたしま

す。

ただいま理事に一名の欠員が生じておりますの

で、その補欠互選を行ないたいと存じます。

互選は、投票の方法によらないで、委員長にそ

の指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ご

ざいませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(二木謙吾君) 御異議ないと認め、理事

に小林武君を指名いたします。

○委員長(二木謙吾君) 国立劇場法案を議題とい

たします。

前回に引き続きこれより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

なお、政府側より、中村文部大臣、中野文部政

務次官、村山文化財保護委員会事務局長が出席を

いたしました。

○秋山長造君 私はいま少し休んでおり

ましたので、前にどういふ質問があったかとい

うこと詳しくわかっていない点がありますから、多

少重なる面があるかもしれませんが、ひとつお許

しを願いたいと思います。簡単に数点お尋ねした

いと思ひます。

国立劇場がいよいよ近くでき上がるということ

は、何といつてもやはり私もにとつて大きな喜

びだと思ひます。やもすれば、うとうとくになり

がちな文部行政の中でやはり明るいニュースである

ことは、これはもう否定できぬと思ひます。まことに

けつこうなんです。ただ、この間も参考人の皆

さんの公述を聞いておりました。やはり相当議論

論になつておりましたように、当初、私もが期

待をしておつた、あるいは国立劇場ということか

ら連想しておつた内容とだいぶ結果的に変わつて

きておることは、これはもう間違いない。それが

場所の点、あるいは経費の点、その他いろんな制

約からであつたにしても、相当変わった結果に

なつておることは間違いない。本来からいへば、

国立劇場というこの名前から考えましても、単な

る古典劇場だけでなしに、現代劇その他伝統的な

もの、あるいは現代のもの、あるいは将来への見

通しに立つての芸能の保護育成というようなこと

まで、全部含めたいわば舞台芸術に対する国とし

ての一つのビジョンを差し指すような一大セン

ターというふうなものであつてはしなかつたと思

ひ、今日でき上がったものが必ずしもそういう目

的に全面的になつたものではないにしても、国

立劇場もこれつきりでもう終わりというわけでは

ないと思ひます。やつぱりさらに将来これを広げ

ていく、あるいはこれに盛られなかつた現代芸能

の保護育成というふうなもの、将来はやつぱり

古典芸能と並行して取り上げて考えていかなけれ

ばならぬ。また、いつてしかるべきだと思ひます。

そういういろいろな問題があるわけですが、こ

の現実にはいまだきつたところある国立劇場につ

いては、法案が具体的にだつていまして、大体的

政府の考え方もわかるわけですが、出てい

る法案を越えて、いわゆる国立劇場というもの

の将来のビジョン、さらに舞台芸術全般に対する政

府としての将来の見通し、ビジョンというもの

について、ひとつ文部大臣の抱負をお聞かせ願

ひたい。

○國務大臣(中村梅吉君) 御承知のとおり、設立

準備協議会が設けられまして、いろいろの検討を

続けております段階で、一時は舞台芸能全体を取

り上げる構想もあつたわけですが、いろいろ

々な事情で伝統芸能を中心とする今度の施設及び

法律案になつたような次第でございます。そ

の他の舞台芸能あるいは現代芸能につきましては

別途考慮を要するものである、かように私も

考えております。

○秋山長造君 別途考慮を要するものといふこと

は、これはもうそのとおりですが、一体現在、政

府として、あるいは文部当局として現代芸能の保

護育成というふうな目的のためにどういふことを

考えられて、どういふことをされておるのか。た

えば毎年芸術祭ですかね、それから優秀な映画な

んかに文部大臣賞を出したり、あるいは文部省推

薦の肩書きを与えたり、あるいは優秀な人を芸術

院会員にしたり、まあそういうことをやってお

れると思ひますけれども、現在、現代芸能の保

護育成というふうな目的のためにどういふことを

考えられて、どういふことをされておるのか。た

えば毎年芸術祭ですかね、それから優秀な映画な

んかに文部大臣賞を出したり、あるいは文部省推

薦の肩書きを与えたり、あるいは優秀な人を芸術

院会員にしたり、まあそういうことをやってお

れると思ひますけれども、現在、現代芸能の保

護育成というふうな目的のためにどういふことを

考えられて、どういふことをされておるのか。た

えば毎年芸術祭ですかね、それから優秀な映画な

んかに文部大臣賞を出したり、あるいは文部省推

薦の肩書きを与えたり、あるいは優秀な人を芸術

院会員にしたり、まあそういうことをやってお

れると思ひますけれども、現在、現代芸能の保

護育成というふうな目的のためにどういふことを

考えられて、どういふことをされておるのか。た

護育成といふことでやつておられる、考えておられることは、そういうことに尽きるわけなんです。か。それとも、それに尽きるとすれば、あまりにも政策として貧弱過ぎると思うのですが、やっぱり将来——なるほどいまの国立劇場は古典芸能中心になつておりますけれども、将来、現代芸能中心の国立劇場、まあかりにいままできておるのを第一国立劇場とすれば、現代芸能中心の第二国立劇場というような構想があつてしかるべきじゃないかと思ひし、まあ四兆をこえる大きな予算の中で、国立劇場に何力年計画かでつぎ込まれた予算が全部果計して三十七億ですから、私は一國の文化、芸術行政の経費としては微々たるものだと思

ても、伝統歌舞伎保存会ができて、大体、今度の国立劇場で行ないますような自主公演も可能な状態になってきておるわけですが、現代芸能はさすがに発展途上にありますだけにいろいろな分野があり、また分派もありいたしておりますから、次にこういう現代芸能についての劇場施設といふものを国の施策として考える場合には、関係者の方々に相当幅広く意見を伺つて、そしてどう対処するのが適當であるかということは、かなり掘り下げた検討を要するかと思ひます。いずれにいたしましても、われわれはそういう方向に向かひまして今後努力をいたしたいというのが現状でございます。

るんでね。現在並びに將來にわたつて現代芸能の保護育成ということについて、一体どういうことを具体的に考へておられるのか、お伺いしたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 現代芸能について現在どういふことをやつておるか、また、將來どう考へるかというお尋ねでございましたが、現在、現代芸能の分野に對しましては、いろいろな創作活動の助成、あるいは普及活動の助成、こういうこと

○秋山長造君 端的に伺いますが、国立劇場というものは、単に今回の法案に書かれておるように伝統芸能だけに限るものであつてはならない。伝統芸能の保存、振興をはかると同時に、現代芸能の保護育成、さらに新しい伝統を創造していくの、だということをも含めて考えらるべきもだと私はそう思う、たてまへは。その点は文部大臣御同感いただけますか。

とを中心に助成をいたしておる次第で、年間約六千二百万円ほどという助成方面に資金を要しておる次第でございます。あるいはまた文部省として、芸術祭を開催したり、あるいは芸術選奨という制度を設けて選奨を行なっております。また、芸術祭の際には、地方巡業等もその公演開催等を助成いたしておる次第でございます。そのほかに、芸術院というものがありまして、芸術院は芸術院の立場ですぐれた芸能に対して芸術院賞等を行なっておるわけですが、今後につきましては、いま御指摘がありましたように、たとえ伝統芸能の劇場を第一劇場にして、現代劇場を第二劇場というような構想で進めたらどうかという御指摘に対しましては、私どもも将来そう考えてまいるべきだと思っておるわけあります。ただ、伝統芸能につきましては、御承知のとおり、だんだんとしぼられてきておりまして、歌舞伎以外のものは特にしぼられております。歌舞伎にいたしまし

○國務大臣(中村梅吉君) 今度は場所その他の関係で、御承知のような国立劇場の設備ができたわけでありましたが、これはやはり音響効果、あるいは舞台の装置というような関係がありますから、伝統芸能に重点を置いてまいりますが、伝統芸能以外のものでも使用可能なものについてはいろいろな運営上のくふうをいたしまして、現代芸能の振興に寄与できるものにしてまいりたい、そういうふうに考えておる次第でございます。ただ、現代芸能は非常に幅が広いもので、楽器その他も使用する現代芸能もありまして、いまできております国立劇場を使うことは困難な芸能部門も相当あるわけでありまして、全面的にというわけにはまいりませんが、使用することによって成果をあげられるような部門につきましては活用をしてまいりたい、こう思っております。

○秋山長造君 おっしゃるようなことは、この資料の、国立劇場の運営方針の中にも若干書いてあ

りますすい、また、衆議院の修正でも、第一条で、「主として」というのを入れて、多少そういう含みを出しておるわけです。まああいたときには貸してやるということだと思ひのです。ただ、私のいいにも貸してもいいのだということだけでは、現代芸能もあわせて国立劇場というものを考えておるんだということにはならぬので、やっぱりたてまえとしては古典芸能、しかも古典芸能も、この前お話がありましたように、たとへば非常に期待をされておった能楽堂というようなものは、ついにいろいろな關係でできなかつたわけです。大体皆さんのお話を聞いておりましても、古典芸能と、

費をかけたああいうりっぱな殿堂をつくるわけですから、やっぱり現代芸能についても、ただ、抽象的に保護育成をはかるということだけでなしに、あるいは助成金として何千万円出すとか、芸術祭をやるとか、芸術選奨を与えるとか何とかが、よりよいなことは、これは、いわば文部省として従来のしきたりで惰性的にやっておられることでもあるわけで、政府として、あるいは国としての新時代に向かつての新しいこういう面での保存政策を打ち出すのだということにはならぬと思いますので、せっかく、とにかく古典芸能中心の国立劇場が一つできるわけですから、これと並んで、ひとつ現代芸能中心の国立劇場というものがあつて

こう一応広いことばを使っておるけれども、内容的にはまあ歌舞伎ですね。だから、国立歌舞伎劇場というようなことに事実上なっていると思うのです。皆さんの議論を聞いておりましたね。ですから、やっぱりいまできておるのは、実はこれは歌舞伎本位の劇場の仕組みだと思ふのですよ。だから、まあそれであいたときには現代芸能へも貸すんだから、現代芸能をおろそかにしておるん

しかるべきじゃないかというように思うのです。それは来年から予算を組んでやるかどうかと御質問すれば、それは文部大臣も必ずそういいたしますということは、いまの段階ではなかなか言明はされにくいとは思いますが、しかし、私は言明してくださってけっこうだと思ふのですがね。それだけの、やっぱり具体的な意気込みといえますか、政府としての将来へ向かつてのビジョンを

じゃないのだと言われても、それはまあ貧乏ゆづりはいいい程度のことで、文部大臣自身もそれでいいんだとはお考えになっておらないと思う。予算の面、あるいは敷地の面、その他現代芸能ということになれば古典芸能ほどしほられておりませんからね。まことにバラエティーに富んでおつて複雑多岐にわたつておりますから、一体どれとどれとどれを国立劇場で扱う現代芸能と認めるかということは、いろいろなむずかしい問題があるかもしれないません。しかし、それはおのずから定まつてくるものだと思う。ですから、ただ、抽象的に現代芸能についても保護育成をはかつていくのだということだけでは不十分なので、古典芸能について、ただ抽象的に保存振興をはかるということだけで、ただ抽象的に保存振興をはかるというだけでは、これは実効があがらぬし、やっぱり具体的な目に見えるものと場所とを与えて、そしてそれで保存振興をはかつていかなきや減びてしまふんだということで、国立劇場という三十七億の国

示していただきたいと思うのです。中村文部大臣の在職中に、さらに竿頭一步を進めて、現代芸能中心の第二国立劇場をしかるべきところへつくるんだという構想だけでもひとつ発表していただきたいくらいに私は思うのですが、いかがでしよう。

○国務大臣(中村梅吉君) いま御質問のうち、前段と後段に分けて申し上げたいと思いますが、前段のほうの、今回の国立劇場の活用について申しますと、大体、舞台芸能というものは急にやれと、いつてもできるものじゃなくて、相当以前から、いつからいつまではこういうことをやるという計画と準備がなければ演劇はできないものでありますから、この法律にごさいます国立劇場の業務の運営に関する事項を審議していただくために、専門家の方々に評議員になっていただいて、大体二十名程度の評議員を設けて、この人たちにそうした運営についての予定表の作成といえますか、

計画をつくっていただくということになりますので、大体、いつからいつまでは何をやり、いつからいつまではどうするということの計画が出てまいりますから、まあ衆議院の修正どおり、主として伝統芸能ということになりました。それと主としないものは、あいたときに急に利用させるのかといえ、そうではなくて、やっぱり相当、事前に計画の中に、その一環に織り込まれて、その活用方法がきめられていくべき筋合いであると思ひますので、私もとしてはそういう運営が行なわれるものと、この特殊法人ができましたら特殊法人の機構としてそうやっていくべきものである、かように考えておるわけでございます。

後段の現代芸能について、できるだけはつきりした今後の考え方を示せというおことばでございしましたが、これは私もせんだって来申し上げておりますように、現代芸能についても、今度の国立劇場がいろいろな変化をたどつて今日の結論に至つたわけでありまして、これはこれでまあひとつ仕上げて、そして、その上で次の段階のことを考慮し、また、前向きに検討してまいりたい、さように考える次第でございます。今度の国立劇場は、伝統芸能を主としておにいたしましても、新劇等の現代劇にも利用されるわけでありまして、この劇場が、特殊法人が設立されてスタートをして、運営が開始されて、国立劇場としての運営面でまたいろいろな経験がでくと思ひます。これらの経験を生かして次の計画を具体化するというのが順序ではないかと思ひますので、そういう順序を踏んで、現代芸能についても次の施策を講ずるといふのが妥当であらうと、この私どもは現在考えておるわけであります。

○秋山長造君 重ねてお伺いしますが、それはもう大臣のおっしゃるとおり、この条文の中にも、第一条の目的に支障のない限りは劇場施設を一般に貸せるということですから、まあその中に入らんのだらうと思うのですけれども、しかし、それはあくまで付帯的な、付随的な仕事であつて、この国立劇場の本来の目的じゃないのですから、

これはあくまでつけ足しですね、あいたときに貸せるというのですから。だから、それでなしに、私が言うのは、国立劇場の目的として現代芸能の保護育成というのも含めた施設というものがほしいというのを言っている。いまでできておるものを一ぺんやってみて、そしてその経験にかんがみて次を考えると、ある一面ではわかりやすいけれども、しかしこれはもういまあそこできてる国立劇場を運営してみたらでなければ現代芸能のほうのやり方はわからぬという性質のものじゃないと思ひます。そういう順序のものじゃないと思ひます。本来並行して発足すべきものでしたから、ただ、不本意ながらそれができなかつただけのことですから、ですから古典芸能を運営してみても、そして現代芸能の運営のしかたが考えられるという順序のものじゃないと思ひます。ですから、私は文部大臣として、とにかく現代芸能についても、この古典芸能とまざることも劣らないだけの同じような比重を置いて、今後その保護育成をはかつていくんだというその具体策を、文部大臣御自身の将来のそのビジョンとして何っておけばそれでいいと思ひます。ただ、国立劇場を運営してみたら次のことを考えるということになしに、私はもっと高度のビジョンを開きたいと思ひてしつこく言つておるのです。

○国務大臣(中村梅吉君) 今度の法律案は、いまでできております国立劇場運営のための特殊法人に関する立法でございますので、やがて現代芸能についても別途の施策を講ずる段階になります。この立法を大幅に改正するか、もしくは別途の立法をして別の特殊法人をつくるかということをしなければならぬと思ひます。先ほど私が申し上げました、この国立劇場の運営の経験等にも照らして申し上げましたが、一切の経験を積み重ねればやらないという趣旨ではなしに、並行して、この経験も次の計画なり研究の中に織り込んでいけばいいん都合がいいんじゃないかと、こつこつに考えておるわけでありまして、現代芸能につきましては、確かに、どちらが

比重大いか、あるいは同等かといへば、私は同等だと思ひますが、しかし、本質が違ひますので、伝統芸能はこの特殊法人の各条に盛り込まれておるような目的のものであり、それから現代芸能はまだこれから開発発展をしていく性質のものであります。同時に、先ほど申し上げたように、部門も非常に数が多いし、それから、その主体になつておる芸能のやり方等についてもかなりバラエティーがありますから、これを次の現代芸能に関する、まあ仮称すれば第二国立劇場のやうなものをつくることすれば、どういふうなつくり方、あるいはどういふうな運営のしかたがよろしいかということになります。今回の国立劇場と同様にはまいりかねるんじゃないかと思ひますので、そういう点は今後前向きに、そういう関係の意見等を十分に聞きつつ検討を別途する必要があつたと思ひます。私もとしましては、衆議院で附帯決議をいただいておりますように、現代芸能についても将来積極的な気持ちで、御指摘のやうな方向に進んでまいりたい、こつこつに思ひておるのが現在の心境でございます。

○秋山長造君 やや積極的な考えを聞かせていただいたわけですが、それで、大臣としてはさうさう何か、どうも審議機関ばかりで、審議会のことを申し上げるのはちよつと気がひけるのですけれども、やっぱり大臣一存というわけにもいかぬので、それから、何かそういう専門家も集めて、現代芸能について、古典芸能のほうはこれとにかく一つ足場ができたわけですから、さらに、いま片手落ちになつておる現代芸能のほうについては、今後どうするかという具体的な御相談をされるつもりがありますか、これからさう。

○国務大臣(中村梅吉君) 現在、具体的な構想は持つておりませんが、再々申し上げておきますように、私もとしましては、現代芸能について考慮すべきものであると、かように考えておりますので、今後その方向に向かつて努力をしてまいりたいと、こつこつに思ひております。

○秋山長造君 ひとつ現代芸能を、古い伝統を保存すると同時に、やっぱり新しい伝統をこれからつくり上げていくことも大事なことで、また、古典芸能古典芸能といひましても、これはもうその当時にはやっぱり現代芸能だつたわけですから、時がたつて従つて古典になつてくるわけ、現代芸能もこれから何年かたは古典芸能みたいなものになつていくわけですね。ですから、伝統の保存も大いにやつていただきたいが、同時に新しいりつばな伝統をわれわれの手でつくり上げていくということのほうも、ひとつあわせて、いまの大臣のおっしゃるやうな方向で、ひとつ今後一そう努力をしていただきたいことを特に申し上げておきます。

それから第二点の問題は、伝承者の養成ということなんです。この前も村山さんから伝承者の養成について若干の御説明があつたわけですが、とありあえず、初等科及び研究科の二科を置いて義務教育を終わつた程度の者を入れて云々というお話があつたんですが、どうも、この運営方針の「芸能伝承者の養成」というところに書かれておること、さらに、この前、村山事務局長から御説明のあつたやうなことをあわせて考えますと、これはなるほどさういふように考えてはおられる、伝承者の養成をこれで行なうというように、やうやういふやうなお考えになつておることはわかるのですけれども、しかし、実際にやってみると、養成されるのは、伝承者ではなしに、古典芸能なんかについての学者といひますか、古典芸能についての評論家といひますか、何かさういふ古典芸能についての知識を持った人が養成されるやうな結果になるのではないかと。俳優そのものが一体これで養成されるんだらうかという私疑問を持つておられますけれども、この間の参考人の人のお話なんか聞いておりました、なかなかこれは、ただ学校で子供を教えるというやうなわけにいかぬ点があるんですね。特に国立劇場だつて、女形を廃止されるわけじゃないんで、よし、やっぱり歌舞伎の伝統に基づいて女形の養成を行なわれるのでしうけれども、そ

三

いろいろなことになると、相当、氏とか育ちとか、そういうことにかかわることがいいか悪いかは別として、やっぱり歌舞伎を純粋な形で、昔の形のままで保存しようということになれば、俳優の養成というようなことも、ただそれならというので、私の子供をちょっと預けて歌舞伎俳優にしてくれというところで、これはそう簡単にできるものではないので、やっぱり氏とか育ちとかというようなことは、これは否定できないのじゃないかと思うのですが、そういう面と、たとえば音楽家の養成なら、それは上野の芸術大学の音楽科へ入れて養成できるだろうと思ふんですけども、それと似たようなやり方で歌舞伎俳優の養成が一体できるものかどうかということになると、なかなか實際問題としてむずかしい問題があるんじゃないかというふうに思ふんですけども、そこらはどういうふうにお考えになって、どういうやり方をすれば、いや、それはできるんだということになるのか、御説明願いたい。

○政府委員(村山松雄君) 伝承者の養成の問題は、前回にも御説明申し上げましたように、現在こうしたいんではないかという具体的な成果は持ち合わせておりません。ただ、伝承者の養成はぜひ必要であり、やるべきであるというは決定的な御意見を受けて、四十二年以降に具体的な計画を立て、実施すべく、四十一年度は準備段階といたしまして各方面の御意見を承りながら、まあ計画の案からだんだん練り上げていく段階、かように考えております。内容的に申しますと、これも御説明申し上げましたけれども、伝統芸能の伝承者は、従来は親から子、あるいは師匠から弟子という、ほぼ個人的、家族的な形で受け継がれておったわけでありまして、そういう形は現在でも減じたわけではなくて、まあ行なわれておりますが、関係者の間で、これだけでは限界があって行き詰まるのではないか、こういう方法も改善をしながら続ける必要もあろうし、これ以外のもっと集団的な養成方法も考える必要があるという、かなり強い意見が出てきておるわけであ

ります。集団的な伝承者の養成といえ、一番典型的な形は、学校教育の中にこれを取り込んでいく、あるいはその目的のための学校をつくる、あるいは既成の学校の中にそういう目的のための、何といひますか、学科などをつくる、いろんなことが考えられるわけでありまして、そういう形も現在ある程度は行なわれております。大学で演劇に関する学科を持つておるようなところもござい

ます。そういう形も検討する必要があるかもしれません。それから養成をもつて目的とするような施設、いわゆる養成所でありまして、俳優学校というふうなものでありますが、こういう形も現在、歴史的に、あるいは芸能の種類によりいろいろなものができております。たとえば伝統芸能でいへば、かつて六代目菊五郎がつくりました俳優学校というふうなものもありますし、現代芸能であれば、たとえば俳優座、文学座などで養成施設を持つておるようでもあります。こういう形も考えられます。個人的な伝承方法、それから学校教育の中に取り入れる方法、それから学校といひまして正規の学校の課程ではなくて、そのための特別な学校、つまり養成所をつくる方法、いろんな方法が考えられるわけでありまして、それらにはまたいろいろ長短得失があつて、それが一番いいというふうなことは現在までのところきまつておりませんし、今後も必ずしも容易に出てくるとは思いません。それらの方法を研究し、発展させながら、国立劇場としてはとりあえず一番問題の、何と申しますか、技術面といひますか、あるいは伝統芸能の雰囲気になれさせるといひますか、そういう面から養成施設をつくつていきたい、それが義務教育を終わつた程度、つまり年をとつてしまつて、理屈は達者になつても手足が動かぬという問題がありますので、若いうちから技術の習得を基礎として、それから国立劇場に出演される先輩の人々から話を聞いたり、考えを受けたり、伝統芸能の雰囲気に触れさせる、そういう方式を現在自主的な伝承者保存の施設としてつくられております歌舞伎保存会の方々の御意見を承り、協力を

得ながらやつていきたい、こういう考え方でおるわけでありまして。まあ具体的な計画は、何度も練り返してありますが、四十一年度中によく練り上げまして、四十二年から小規模で発足してみたい、こう思つておる次第でございます。

○秋山長造君 あなたの方だけのお考えでなしに、歌舞伎保存会その他、その筋の實際家や専門家の意見を取り入れて計画されておることですから、もちろん私はけちをつけるつもりでも何でもありません。これはもう計画どおりやつていただければいい。こうなんでありまして、どうも私しろと考へて、的に当たつていないかもしれぬですけども、私はこういうふうに思われてならぬのです。歌舞伎といへども固定したものじゃないので、やはり時代とともに、西歐演劇だとかいろいろなもの要素を吸収しながら、しかも伝統も保存しながら、しかも固定したものじゃないに、だんだん時代とともに発展していくべきものじゃないかというふうに私は考へておつたのです。そういうことなら、このいまおつしやるような伝承者を国立劇場で教育をやるとか何とかがいふようなことで、新しい教育方法で育つてきた俳優といふものが十分歌舞伎の伝統を維持しながら、しかもそれをだんだん発展させていくというふうな役割りをやるにふさわしい俳優ができてくるのじゃないかと、こう思つておつたのですけれども、どうもそうでなしに、そういう、発展さすとか何とかがいふようなことじゃないに、この間も早稲田のあの郡司という教授がおつしやつておつたですが、そういうことじゃないので、この国立劇場でわが国の古典芸能を保存し振興させるというふうな、まさに滅びようとしてゐる古典芸能、たとえば歌舞伎なら歌舞伎といふものの保存をはかるというところで、発展さすとか何とかがいふことじゃないに、明治の団十郎、菊五郎、この団、菊の線で一応完成されたといひますか、集大成されたという歌舞伎といふものをそのまゝの姿で、できるだけ純粋な姿で、その時のまゝの姿で残していくのだと、そういう保存のほうへウェイトが非常にかかつて

おるのですね、この国立劇場第一条の目的というのが、だから、時代とともに歌舞伎といへども新しい要素を取り入れて発展して、多少でも変わつていくのだという考え方でなしに、やはり昔一応でき上がったものとして、それをそのでき上がったところで固定した形で保存していくという

ことにどうも重点があるように思ふのです。もしそうだとすれば、これはなるほどこの間参考人のおつしやつておつたような、親から子へ、子から孫へというように、家庭的な教育で俳優を養成していくというふうなやり方は、ある面からいへば封建的かもしれない、あるいはあまりにも時代離れた教育方法かもしれないけれども、それはもう封建的だとか、時代離れたといつたつて、それは封建的であり、時代離れがしているからこそ古典でもあるのですから。だから、その点を否定してしまへばこれは古典でも何でもありやせぬことになつてしまふわけですから。そこらになかなか新しい理論で割り切れぬところがあると思ふのです。したがつて、いまのあなたの方の計画しておられる芸能伝承者の養成という方法によつて養成される、この方法による養成方法といふものと、この法律の第一条の古典芸能の保存をはかるということにも多少私は實際面になつて食い違つてくる面がでるのじゃないかと思ふので、私はびちつとわかりよく、いづれに説明ができませんけれどもね、感じはわかつていただけるのじゃないかと思ひます。私の疑問を持つておる点は、そこらはどういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(村山松雄君) まあ伝承者の養成方法、具体的に言へば、国立劇場で行なう養成所でどういう方法、内容で養成をやるかは今後の検討課題でございますが、現段階でいろいろ話し合つておられますのは、とにかく基礎的な訓練に重点をおいてやるのがいいのではないかと、こういうことでございます。裏を返しますと、養成所であるからといって芝居のけいこをやるのは必ずしもないというところでございます。歌舞伎は総合芸術であり

で、この段階で最後までものを詰めて考えていくということは私ども実は考えていない。あなたがいま疑問を持っておっしゃるのもそういうことだと思ふので、そういう点はこれからの国立劇場の運営、発展段階で煮詰めていくということになるんじゃないか。また基礎的な訓練をやり、のどをならし、踊りの訓練をしている間に脱落者もできて、あるいは脱落者の一部が新劇のほうにいつてしまふのもできるかもしれないが、中には名優の家に住み込んで自分はこの名優のあとを継ぎたいというのもきつと出てくると思いますから、そこらは非常にむずかしい問題で、かみ合っていないかというのと、一本の線だけでどうも伝承者を必ずりつばに養成できるかと言われると、できないという名案はいまのところなかなか出せないわけですね。目下は国立劇場をスタートさせるための準備委員会の段階でございますから、

とつ御了承をいただきましたと思います。

○秋山長造君　よくわかりました。いまの大臣の御答弁を聞こうと思つておつたのです。それ以上いま詰めてもおつしやるとおり無理です。それはどうせ初めてやることですからね。だから、それはやつてみなければできないかわからぬけれども、まあとにかくできるよりにやるつもりでおやりになるんでしよから、この前、小林委員からも、自信を持つてやれと言つてだいが叱咤されたわけですが、ほんとにそれはやつてください。ひとつそのつもりで大いにかんばつていた

だいて、そうして、とにかくやってみなければ
初めてのことですからね、しかも、こういうこと
を、従来のしきたりからいいますと、一番不得手
な皆さんがおやりになるんですから、相当それは
骨が折れるということはもう当然だろうと思ひん
ですが、まあとにかくやってみてからまた次の議
論をしなくちゃいかぬ。そこで、その点はもうそ
れで重ねて申しませんが、こういうので一応伝承
者を育てられるわけですね。育てた伝承者といふ

ものは、結局将来、国立劇場自身の自主劇団を持たなければいけぬような話がこの間もだいたい出ておりました。国立劇場自身がかかえていくのかどうかですね、育てた俳優を、自主劇団なら自主劇団を結成して、国立劇場が、ただ自主公演だけじゃなしに、自主劇団を持って自主公演をしていくというのをねらっておられるのかどうか、その点いかがですか。

○政府委員(村山松雄君) 専属劇団の問題は、持つべきであるという御意見が有力でございます。私どもも理想としてはそうしたいと思っております。しかし、計画として述べるにはあまりにもまだ具体性がございませんので、いままで専属劇団を持つというような計画を述べたことはございません。伝承者養成の問題も、ある程度それとかがみ合うわけでございまして、伝承者養成が成功していき、軌道に乗っていくという時期、それで専属劇団の必要性がさらに高まってきたりします時期には、これがある程度組み合わせて専属劇団を持ちたいという希望は持っております。

○秋山長造君 そこまでいくのがやっぱり理想だろうと思うんですけれども、そこまでいくまではやはりあちこちから適当な俳優をかき集めて、そうして公演をやっていく、こういうことですね。その場合に、この前も参考人からそういう意見が出ておりましたが、自主公演——なるほど国立劇場が自主的に計画を立て、自主的なプランでやるという意味で自主公演とおっしゃるでしょうけれども、肝心のそれを演ずる俳優はあちこちから、俗なことばで言えばかき集めていくことになると思うんですが、それをもっと俗なことばで言いますと、一般の市中の商業劇団で働いている俳優に、あるいはサービスをしてもらうとか、アルバイトをやってもらふとかというふうなことになるざるを得ぬのじゃないかというふうに思うんですが、そういう俳優をかき集めてやりながらも、しかも高い水準の芸能というものを、芸能の高い水準というものを確保していけるのかどうかとい

うような点についての見通しは持っておられるわけですか。

○政府委員(村山松雄君) 国立劇場では、諸外国の例を見ましても、演技者とすべて雇用関係を結んでいるとは限らないようでございます。フランスの国立劇場は大体演技者、それから舞台技術者とも専属的な雇用関係は結んでおるようでありまして、たとえばドイツのオペラ劇場などはオーケストラとか、コーラスとか、そういうものは雇用関係でやっておるようでありまして、肝心の主演級の演技者は、一つの演目ごとに契約をしたり、あるいはレパートリーである程度包括的な契約をしたり、まあいずれにせよこの身分まで拘束するようない関係ではないようであります。わが国の国立劇場におきましても、その目的に照らして、将来、専属俳優を持つにしても、どういふ形でやるかはまあ検討の課題となっております。さしあたり専属俳優を持たない段階での自主公演をいかにして自主性を確保できるかということでございますが、そのためにまず企画を自主的にやる。企画のためのスタッフは、これは国立劇場の職員として持つつもりでございます。それから演出も国立劇場の職員によってやっていたいと思っております。もともと、歌舞伎などとは新劇におけるような演出というのはいないわけでありまして、ほとんど俳優が自主的にやる。まあ劇場側はそれを後見するといふような意味における演出だと思っております。とにかくまあ演出もやり、それから、それ以前の段階で、正しい姿、高い水準を維持するために脚本の検討、それから何と申しますか、演出の型の検討、それから道具、背景、その他付属設備の準備、それらをいわゆる正しい姿、高い水準を確保し得るようによい用意し、そのように総合的に計画準備することによって、いわゆる専属俳優を持たなくとも高い水準、正しい姿での自主公演ができるかと、かように考えております。これはまあ俳優側の意見であります。現在ではいろいろなところで妥協して、俳優自身としても劇の上演そのものが不満足な場合が多いと、国立劇場であれば十分な

用意、けいこもやって、自分らもその高い水準、正しい姿で初めて上演できるように意欲に燃えておるといふようなお話を承っております。劇場側の企画、それから俳優側のそういう気が見え、面々相まみれして正しい姿、高い水準での上演ができる、そういう期待を持っております。

○秋山長造君 それからちょっと、さっき一つ聞き忘れたのですが、伝承者の養成ですね、国立劇場で育て上げた者は、一体国立劇場のものがかえにするのかどうかという問題ですが、まあこれがうまく成功すれば、国立劇場での俳優の養成というところが、伝承者の養成ということが成功すれば、これはやっぱり一般の民間企業なんかで個々に、高い費用と複雑な手数をかけて養成するよりは、それはもうよほどこういふところで養成してもらったほうが安上がりであるし、それが筋が立っていくということになりますからね、ですから、ちょうど民間企業全体の、何かこう俳優の養成を国立劇場が一手に引き受けるようなかっこうになつてくる場合もあると思う。あるいは国立劇場が自分で劇団をつくらうと思つて、そのメンバーにしようと思つて、えらい丹精して育て上げた俳優を、せっかく育て上げてこれから舞台へ出ていくところになつて、さつさとスカウトされて持っていかれてしまふ、高い給料で、どうせ国の関係は、それは民間に比べて、それが民間より高いというところはまあまあそういうことでしょうからね。国立劇場なんかは相当奮発されるかもしれないけれども、まあ限度がある。だから、その少し高い給料を出してせっかく育てたものをスカウトされて持っていかれてしまふといふようなことだつてあり得るだろうと思ふんですが、そういうことはどのようにな——まあいまの階段でそこまで心配しよつたら切りがないけれども、心配でも何でもないんですけれども、事実そういうことはあり得ると思ふんです。そういう場合のことを一休お考えになったことがあるかどうか、ちょっと聞きたい。

○政府委員(村山松雄君) 養成の問題が現在まだ

素案の段階でありますし、それから専属劇団に至りましては、これはまだ希望の段階でございます。養成した者がどうなるか、確たることを申し上げかねる次第であります。私の私見といたしましては、養成した者に国立劇場に就職すべき義務づけをするといふようなことも現代向きではないのじゃないかと思つて、それからまた国立劇場の側におきましても、養成した者を全部雇わなければならぬ義務を負うことも困難ではないかと思つて、できるだけかかえたいとは思つてはおります。でも、国立劇場で養成された者がよそに行つて働くといふことも、ある意味では意味のあることではなからうかと思つて、外から引っぱりだこになつて残る者がなくなつてしまふといふような事態、これはまああり得ないのじゃないか、こんなぐあいに考えております。

○委員長(二本謙吾君) 午前の委員会はこの程度にして、午後は一時半から再開いたします。これにて暫時休憩をいたします。
午後零時三十分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(二本謙吾君) ただいまから文教委員会を再開いたします。
午前中に引き続き国立劇場法案を議題とし、質疑を続行いたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。
なお、政府側より中村文部大臣、中野文部政務次官、村山文化財保護委員会事務局長が出席をいたしております。

○鈴木力君 最初に、いままでもずいぶん議論があつたところなんですけれども、はつきりさせるために、もう一ぺんお伺いしたいのです。
それは、やはり現代芸能との関係です。どういふ現代芸能との関係の方々、あるいは現代芸能に関係のあるというよりも、芸能関係の識者なり、あるいは理解者なり、この人たちが伝統芸能関係の人も含めて、やはり国立劇場のこの法案については、ずいぶんいろいろと不満があれば、そ

それからまた注文もあるという現状だと思ひの
す。そこで、ひとつ伺ひたいのは、何か準備協
会で審議をしてきた過程で、いままでの説明では
準備協議会の了解を得て今日の法案のようになっ
た。こういう説明を受けておられますが、しかし、
まあ協議会の一員である方も参考人としてこれら
で、単なる建物法案というのを見てびっくりし
た。こういうふうな意味の発言もあつたわけでご
ざいます。この準備協議会の方々と文部省自身と
の間で、やはりお互いの理解に食い違ひがあつた
のじゃないかという感じがするわけです。そこ
で、そういうことも含めての關係といひますか、
当初、現代芸能を含めた内容のものから、この法
案に移る過程の説明をもう少し詳しく伺ひたい。
○政府委員(村山松雄君) 国立劇場の設立の経過
につきましても、審議資料も提出してございま
すし、実はかなり詳しく御説明したと思ひますが、
さらに、重複するかもしれないが、御説明申し
上げますと、まず、国立劇場設立の議は、さかの
ばれば、ずいぶん古い話であります。昭和三十年
に關する限り、その直接の発端は、昭和三十年に
国立芸能施設の設置に關して調査研究をすべきで
あるということで、文化財保護委員会に調査費の
予算計上がされたのに発足するわけなのでござい
ます。それが三十年でございます。三十一年に
国立劇場設立準備協議会が閣議決定により設けら
れまして、その事務は同じく文化財保護委員会に
おいて行なつたわけでありまして。

そこで、準備協議会におきまして、まず先決問
題は敷地の獲得であるということで、敷地獲得の
ためにいろいろな案が検討されました。比較的具
体性のありましたのは、究極的には国立劇場の敷
地となりましてパレス・ハイツのあとと、それから
もう一つは大宮御所の一部というものであつたわ
けであります。準備協議会としては結局パレス
・ハイツ案を推進いたしました。それで敷地の獲得
と並行的に国立劇場で何をやらうかといふこと
を議論したわけでありまして、一番最初に、
やはり伝統芸能中心の劇場をつくるということ

が、まあ中間的にまとめられました。そのころか
ら一方において現代芸能も含めるべきであるとい
う御意見が強くなつてまいりまして、設立準備協
議会にも、主として臨時委員の形で現代芸能關係
の方々をふやしまして、幅広く伝統、現代両面に
わたる芸能施設の建設について討議が進められま
した。そのころ国会におかれましては、国立劇場
の設立促進のために国会議員有志の方々のお集ま
りがありまして、敷地決定について側面的に指導
援助がなされました。三十二年の七月十日には、
衆議院の文教委員会におきまして国立劇場早期実
現に關する決議もなされております。この決議
は、要約いたしますと、伝統芸能の保存振興のた
めの劇場建設というものはや議論の段階を過ぎ
たやうであるから、できるだけ早くやるようにと
いう趣旨であつたわけでありまして。そういうた
いしますうちに、三十三年の十一月に国有財産中央
審議会におきまして、現在の準町の場所、パレス
・ハイツのあとの約三万二千平方メートルの敷地が
国立劇場の敷地に決定されました。蛇足ではあり
ますが、このとき同時に、その隣の場所は最高裁判
所の敷地として同じく国有財産中央審議会できめ
られたわけでありまして。

ここで敷地がきまりましたので、いよいよ具
体的に内容の検討に準備協議会では入つたわけであ
ります。それで、内容の検討は建物のみならず、
建物で行なうべき仕事の中身も同時に議論はされ
たわけでありまして、どちらかといへば、
どういふ建物をつくるかといふほうに議論の焦点
が集中しがちであつたといふやうに聞いており
ます。それで、そこでできました案が伝統芸能、
それから現代芸能、それから能楽堂、それから伝
統芸能の小劇場という四つの施設を含む国立劇場
の設立案でございました。それで、このころから
実は敷地にいろいろな問題が出てまいりまして、建
築基準法の高さの制限や、建蔽率の問題、それか
ら高速度道路が下を通るのではないかとといふやうな
問題、そういう問題が出てまいりまして、この四
つの劇場案は、最初からそういう建築技術の面を

含めて建てることのできるという確信を持った案
ではなかつたのでございまして、そういう關係が
ありますので、この四つの劇場がだめな場合に
は、とりあえず、伝統芸能と現代芸能と一つずつ
つくるか、あるいは伝統芸能だけの大小二つの
劇場をつくるか、いろいろな案があわせて答申
されたかっこうになっております。それで、この
修正案を含む種々の案をさらに具体的に敷地に当
てはめて計画いたしますと、最終的にかなり縮小
しなければならぬ、建蔽率、高さの制限、それ
から日照時間、それから駐車場をつくらなければ
ならないといふやうな問題、それから交通の規制
の關係、それらの点からかなり縮小しなければな
らないといふことがはつきりしてまいりました。

そこで、縮小するとなれば、結局、選択の問題に
なりまして、何を選び何を先にするかということ
になつたわけでありまして、まあこの段階におき
まして先にやるとすれば、やはり保存についても
すでに問題が起つておる伝統芸能のほうが先で
あらうといふことが第一点でありますし、それか
らまた、現代芸能の点につきましては、この施設
もつくるからには非常に大きいものが必要である
といふことが主たる理由となりまして、縮小計画
に盛り込むことは非常に無理があるといふことが
ございまして。大体その二つの理由から伝統芸能
のほうを先にすることになりまして、三十
六年の二月になりまして、国立劇場の設立準備協
議会で、三十四年ごろに出たいろいろな案を、最
終的に伝統芸能に關する大小二つの劇場案をつ
くるといふことに修正議決した次第でございま
す。このように案がふくれて縮小段階の国立劇場の設
立準備協議会には現代芸能の關係の方も入つてお
られたわけでありまして、必ずしも毎回出席とい
うわけではなかつたかと思ひますが、現代芸能の
方々も含めて、そういう実行計画の決定について
御了承願つた、この事務をとりました文化財保
護委員会の事務局では考えまして、以後はかなり
事務的に事を取り運んだ次第でございまして。

次にやりましたのは、大小二つの伝統芸能の施
設をつくるという前提で、建築設計につきまして
は公勢いたしました。当選案が三十七年から三十
八年にかけてきまつて、三十八年度に設計をや
り、三十九年度から具体的な工事に入つて、本年
度竣工する、こういう運びになつたわけでありま
す。そういう關係で、三十六年以後につきまして
は、これも御説明申し上げましたけれども、別
途、閣議決定等による審議会類似の機関は法律に
基づかざる限りやめるようにという政府の方針も
ありまして、設立準備協議会は、何と申しま
すか、形式的には自然消滅したやうなかつたことにな
りまして、全体の會議といふものはほとんど開か
れなくなりまして、必要に応じて、施設に關する
一部の方々とか、あるいは舞台機構に關する専門
的な御意見を承るために、またその關係の一部の
方々にお集まり願うとか、そういう設立準備協
議会のメンバーを必要に応じて一部お集まり願う
とはございましてけれども、全体がお集まり願う
といふやうなことはほとんどなくて推移いたしま
した。いよいよ四十一年度予算で、国立劇場の運
営を特殊法人を設立してこれに当たらせるとい
う方針をきめまして、予算案とそれから法律案を提
案し、法律案が閣議決定をした段階で旧一旧と
申したほうがよろしいかと思ひますが、旧国立劇
場設立準備協議会の現存のメンバーの方々に、二
月の何日でありましたか、二月の九日に閣議決定
したのであります。その直後にお集まりを願ひ
まして、こういう経過でこのやうな法律案の原案
を出すに至りましたといふ御報告をした次第で
ございまして。その席にも実はあまり多数の方々の御
出席は得られなかつたわけでありまして、むし
ろ、特に経過についての御質疑等はなくて、むしろ
設立される国立劇場の運営についてどうい
うものをやるとか、あるいはどういふ態度で臨む
とか、そういう点について御希望なり御注文があ
りましたけれども、経過に關する御質疑等は必ず
しもなかつたやうに記憶いたしております。そう
いうことで、私どもとしましては、経過につきま
しては御了承願つたと思つて取り運んでおつた次

第でありますが、法案を衆議院で審議する段階になりまして、現代芸能の方から、実は自分らの了解したところと違ふのだという御意見を承りました。経過を重ねて御説明して、これまた当事者としては御了承願ったと考えたのでありますけれども、結果的に御了承が得られておらなかった。具体的に言へば、食い違ひがあったということになりましたので、その点につきましては、おわびを申し上げて、今後の御協力をお願いしておる次第でございます。

○鈴木力君 まあ私も心配なのはいまの経過から出発すると思うのです。いまの説明でも再三言われたように、了解してもらったと思っておったという説明があったわけですね。しかし、事実は了解してなかった。そういうことがずいぶんある。経過から言へば、長い期間なわけですから、了解してもらったと思つたといつても、はたして了解してなかったのか、了解しておったのか、この期間中全然気がつかないで、法案を閣議決定したあとで実は気がついて、悪いことをしたのだ、そういう経過にたいふ問題があるように私どもは考えるのです。だから、もう一つ重ねて伺いますと、最初に敷地が獲得できた段階で、いまの説明にあつたように、何をやらされたのかという点について意見がそろそろ出てきた、そこで、そのときに伝統芸能をやるということにまゝとつた、だが、そのとき、現代芸能の人たち、これを臨時委員として含めて、さらにまた検討に入つた、こういうふうに説明をされておるわけですね。そのとき、そのまゝとつたといういまのお答えは、最初は伝統芸能の人たちだけを集めて、それで伝統芸能だけをやるということとまゝとつたのか、あるいは、そういう空気が非常に強かつたけれども、現代芸能の意見も聞けという声があつて、現代芸能の人たちも臨時委員として集めたのか、その辺の経過をひとつ伺いたいと思う。と申しますのは、常に文部省は早合点をし過ぎてしまつて、この会議はまゝとつた、そういう確認の上で次をやつておる。しかし、実際はまゝとつた

いないんで、結論が出ていないので、新しい角度で検討しようという声があつたとすれば、どうもその事実と説明とは違ふと思うのです。そういう点のいきさつをもう少し伺いたいです。

それからあとの段階で、敷地の都合でだんだん縮小してきたその経過はよくわかります。その経過はよくわかりますが、修正可決をしたときの、いわば、いまの説明では最終案と、こういう説明をされておるが、その最終案が出たときに、そのときに現代芸能の委員を含めて了承を願つたと思つた、そういう説明があつたわけですね。そのときに、はたして全部が賛成という形で、その場で意思表示をされておつたのか。というのは、さきの例もありまして、また、このあとにも若干申し上げたいことがあるんですが、何か文部省的に、ある程度賛成の人があつた、これはもうきめたという進め方で進めておつたところに間違ひがあつたのではないか、そういう感じがいたしますので、その辺をもう少し詳しく——詳しくというよりも、どういふいきさつで、たとえば全員が賛成だったのか、反対の人があつたけれどもきめたことになったのか、あるいは反対の意思表示はしなくても、相当批判的な意思の表示があつたが、文部省の決定したことを決定として持つていったのか、そういう事情を伺いたいです。

○政府委員(村山松雄君) 前段でございますが、国立劇場の設立準備協議会には当初から現代芸能の方も参加されておりました。しかし、それは少数でございます。設立の議が進んでまいりますと、現代芸能のほうからもつと意見を聞いてほしいという御要望があつて、臨時委員の形で大いに増強したという経過のようでございます。

それから三十六年にまあ最終的に現在の形がきまつた際、どういふこまかい議論が行なわれたか、実は正確に速記による記録が残つておりませんが、精密にお答えしかねるわけでありまして、傾向としては、それは現代芸能の方は快く賛成されたのではないようでありまして、非常に遺憾ながらやむを得ないということであつたと思ひま

す。で、現代芸能もこれで建てないということではなしに、次の段階で考えてほしいというふうな希望条件を付して、やむを得ず了承された、こういう経過のようでございます。

○鈴木力君 そこで大体わかつてきたんですが、ね、やむを得ず了承された、その理解しておつたのだが、先ほどの説明によると、そのあとはほとんど事務的に仕事を進めておつて、そのやむを得ずというところに対する手当てというのはいさゝか少なかったのじゃないのか、こういう感じがするんです。実はこの前の参考人の方々の御意見でも、たとえば菅原さんなんかは、答申は近代芸能を育成する分野を含んでおつたはずだ、ところが、実際、法律案を見ると建物案になつてしまつておる、びつくりした、あるいは非常にがっかりしたという、そういう意味のことがあつた。把握が全然違つてゐるんですね。把握が違つておつても、こつちは決定したんだからという進め方が続くと、どうも国立劇場という今後が心配になるような気がするのです。そこでもう少し伺いたいたいです。そのときに国立劇場ということばに對する理解といふんです、解釈といふんです、理念といふんです、そういうものに對する議論といふものがなかつたのかあつたのか、その辺を伺いたいと思ひます。

○政府委員(村山松雄君) 先ほど御説明申し上げましたように、設立準備協議会ではもちろん国立劇場のあり方、それから運営の基本といった問題について議論はなされたのでありますけれども、何と申しましても議論の量から言いますと、いかなる建物をつくるかということが非常に大きな部分を占めておつたやうであります。言へば建物中心に議論が進められて、それに付随してあり方や運営の問題が論ぜられた、たとえば運営につきましては、これも前に説明したと思ひますが、国立運営方式とそれから特殊法人方式が考えられるという、ある程度の方角を示したにとどまつております。そういうことでございまして、文化財保護委員会の事務局としても、やはり

建物を中心にものごとを考えまして、それから建物を使得て運営していくには仕事の弾力性その他を考えまして、国立運営よりは特殊法人方式がよからう、特殊法人方式をとるといふことは準備協議会で議論した範囲内のことであるから、それはある程度事務的に処理して差しつかえなからう、こういう判断のもとに特殊法人の設立に関する今回の法律案を準備した、こういうことでありますので、今回の法律案には準備協議会で議論された一切の事項がそのまま盛り込まれたというよりは、設立準備協議会で示された方向に従ひまして、とにかく伝統芸能の保存振興をはかるための特殊法人の目的運営のあり方を規定した、こういう経過になつておる次第でございます。したがつて、今回の特殊法人国立劇場の目的が、理論的に考え得る国立劇場のあり方に関するあらゆる要素を網羅したものとはいへないわけでありまして、準町に建てておられます伝統芸能の上演を中心とした特殊法人の仕事の目標を示した、こういうことだらうと思ひます。

○鈴木力君 いまの法案立案の趣旨はこれまで何べんか説明があつたように、確かに現在建ておる国立劇場をどう運営していくかということが中心になつておるんですから、伝統芸能ということが中心になつておるんですから、私は一番大事なことは、いままで大臣の答弁にも何べんもあつたし、それから村山事務局長の答弁にも何べんかあつたが、現代芸能を捨ててはいない、そして将来は現代芸能関係の劇場も考えなければならぬ、こういう方向の答弁がずいぶん繰り返されておる、その方向は私も賛成なのであります。そういう立場でものを何つておるのですけれども、そういう文部省の考え方ではこの法案を読んでみると、どうも法案はそうなつていないように見えてしょうがない。つまり、それは私なんかを考えますと、国立劇場という一つの考え方は、まあ現代なり、あるいは伝統なり、日本の文化政策、まあ芸能文化政策として、あるいは演劇文化政策として基本をそこにつくつた、あるいはそのセン

ターとなるような、そういう方針を頭に描いておる。そしてそこでその仕事を進めるために必要な、具体的な建物の劇場というものが出てくる、こういう考え方をとりたいたいわけなんです。そういたしますと、いままでの説明にあつたように、たとえ敷地が足りないとかあるいはその建物を建てる建築率とか、その他の条件であつたような規模のものが一つしか建たなかつた、しかし、それは土地やその他の条件で一つしか建たなかつたけれども、国立劇場という一つのものがあつて、それは将来は現代芸能にも発展をしていくのだと、そういう形に国立劇場という規定がなされると、これは現代芸能の關係者の人たちがより、關係者が多いというのになしに、参考人の方々の御意見にもはつきりしておりますように、たとえば歌舞伎の人たちも現代芸能を育てなくちゃいかぬ、片手落ちなことはやっちゃいかぬ、そういう意見でありますから、芸能關係の識者といひますか、そういう方々は一応全部、現代芸能を大事にせよと言つておるわけでありまして、国立劇場という一つの概念は、そういう近代も含めた、そういうものを概念規定としておつて、とりあえず、土地の關係でいまの準町に建つておる劇場をこうするのです。こう言つてもらうと話がわかるような気がするのですけれども、そういう考え方には立つことができないかどうか、ちよつと伺いたい。

○政府委員(村山松雄君) 事務的に申し上げますと、特殊法人設立に關する法律案の目的は、設立される特殊法人が行なう仕事の範圍を忠実にカバーして、かつそれを逸脱しないものでなければならぬわけでありまして、現在考へております特殊法人の仕事の内容といたしましては、これは現代芸能も無視はいたしませんし、一部の仕事の範圍とはいはしますけれども、主たる内容が伝統芸能の保存振興にあることは言うまでもないわけでありまして、そういう意味合いにおきまして、目的としてもその主たる仕事の内容を忠実に表現するような目的を掲げました次第でありまして、今後広がるべき目的に關しましては、その時点においてまた法律を改定するなり、あるいは大臣もお答え申し上げましたように、別途、法律を用意するといふようなことにならうかと思ひます。

○鈴木力君 法律用語の解釈は、これはちよつとぼくらはよくわかりませんが、たとえば「国立劇場の第一條に、『国立劇場は、』としてある、『国立劇場は、わが国古来の』と、ずっと続いておるわけですね。そういういたしますと、その次に、かりに現代芸能の劇場をつくる場合には、『国立劇場は、現代の』と、こう続けるようなことになるわけなんです。か、あとで法律をつくるという場合に、

○政府委員(村山松雄君) 将来、現代芸能を主たる目的とする劇場施設ができるという段階に立ち至りますれば、この法律の目的を現代芸能を含めまして改正するか、あるいは別途に現代芸能の上演、振興を目的とする別の法人なり施設をつくるというふうなことになるかと思ひます。

○鈴木力君 そこが先ほど来、私が質問申し上げました納得しない芸能關係の人たちが数が多いという理由ではないのかというふうに感じられるわけですね。いまこゝろの方針を一つつくつておいて、今後いつのことかわからぬけれども、現代芸能のことも取り扱う時期が来たら法律を改正して、そうしてそれを持つていく。国立劇場とはどういう考え方には、そういう段階的な考え方を先につけておくといふところに不満があるのではないかと感じます。現代芸能を含むべきだといふ主張論者も、先にできておる、いまできておる劇場が伝統芸能を中心とするのだ、そういうことについては文句がないわけですね。ただし、考え方として、国立劇場は伝統芸能をやるのだ、そういう考え方に非常に文句があるのだから、国立劇場はどういう芸能も、日本の政策として育てなければならぬ芸能は全部含むんだ、そうして、さしあたりこれをやるんだという順序をつけられたといふことについては文句がない。だから、それをいまの説明でも最初の趣旨のような説明をなさるけれども、大体いまのような趣旨の説明をなさるところが、先の設立準備協議会の御了解を得

たと思つておつたところから出発をしておるわけですから。ところが、了解をしていなかった人たちがいるわけですね。そこから出発をして、この法律ができたのだけれども、了解をしていない人たちがいる。そのことがわかつて、おわびを申し上げるとか、遺憾であつたとかいふことはが出ますが、そこをカバーするためには、その考え方もやっぱり変えていく、そういうことが必要ではないか、こゝろ考えるのです。そこで、これは私の考え方を申し上げたのですけれども、衆議院でこの法案が修正になつていくわけでありまして、そこで、修正案の説明をなさつた川崎委員に、この辺の事情を少し伺いたい。

衆議院で討論なさつたときにも、速記録等を見ますと、やはり現代芸能をどう尊重し、現代芸能の關係の意見といひますか、希望といひますか、現代芸能に關するいろいろな意欲について、その意欲をくみ上げて修正をしたといふふうにも聞いておる、そのいまの事務局長の説明と、それから衆議院で修正に持つていった論議の過程で、どういふ違いがあるのか、その辺を説明してもらいたいと思ひます。

○衆議院議員(川崎寛治君) 衆議院におきまして三党で修正をいたしました立場から、ただいまの御質問に對してお答えしたいと思ひますが、当初、政府提出の原案には、私たちの衆議院におきます質疑において明らかにいたしましたことは、この国立劇場法案は伝統芸能に限るといふことが明確になつたわけでありまして、でありますから、伝統芸能に限る国立特殊法人、国立劇場法案である。といたしますならば、先ほど村山事務局長から御答弁がありましたように、国立劇場設立の経過の中にありますこの準備協議会の現代芸能の皆さん方が参加されてきました過程の中で修正をされて、今回の劇場法案にありますが最終的な案が決定をいたしましたときに、現代芸能の方々の理解とは違つていた、こゝろにわかれも了解をいたしましたわけでありまして、そこで、この政府原案のままではまいりますならば、特殊法人国立劇場は、これは伝統芸能に限られる、こゝろのことになりますので、今回のように「主として」といふことを入れまして、きつめて抽象的であり不十分な点は免れませんが、そういう立場から修正をいたしましたわけでありまして。

○鈴木力君 もう一つ伺ひます。その伝統芸能に限られてはいけないという趣旨で修正をされた、そこはわかりました。そこで、この国立劇場の考え方、国立劇場という考え方を、やはりいま建つておる、いま建築中の劇場だけを考へて討論をなされ、その結論としてその修正ができたのか、あるいは大臣のお触れになりましたように、機会があればといひますか、いつといふことは言えないにしても、現代芸能の劇場といふことを一応想定の中に含んである、そういうことも含めた中で討論の上の修正であつたのか、その辺を伺ひたい。

○衆議院議員(川崎寛治君) 先ほど村山事務局長の答弁にもありました、現代芸能の皆さん方が、打ち切られた、つまり打ち切られて伝統芸能に限られたといふことについての理解は、了解はなかつた、つまり当面、準町にできる国立劇場は伝統芸能のためだ、だから当然に、次に第二国立劇場なるものが設立されると、現代芸能の振興のためのもので設立されると理解をしていた、こゝろのことです。いま申し上げ、私たちも審議の中で、今回の国立劇場といふものがナショナルシアターとして考へるならば、当然に伝統芸能の保存、振興だけに限られるべきではなくて、広く国民の現代芸能も含まれるべきだ、こゝろの立場から「主として」といふ、法案を修正をいたしますと同時に、決議をいたしましたも、当初は自民、社会、民社三党で了解をいたしておりましたことは、第二国立劇場を早急に、こゝろの附帯決議をつけたい、こゝろのことで話し合ひいたしました、現在のこの国立劇場が第一でありません。その意味において第二といふ附帯決議をつけることは好ましくない、こゝろのことでありましたので、附帯決議をいたしました、すみやかに現代芸能も含む

たと思つておつたところから出発をしておるわけですから。ところが、了解をしていなかった人たちがいるわけですね。そこから出発をして、この法律ができたのだけれども、了解をしていない人たちがいる。そのことがわかつて、おわびを申し上げるとか、遺憾であつたとかいふことはが出ますが、そこをカバーするためには、その考え方もやっぱり変えていく、そういうことが必要ではないか、こゝろ考えるのです。そこで、これは私の考え方を申し上げたのですけれども、衆議院でこの法案が修正になつていくわけでありまして、そこで、修正案の説明をなさつた川崎委員に、この辺の事情を少し伺いたい。

のとして、こういう形での附帯決議にいたしました、
 こういう過程でございますから、ただいま鈴木委員の御質問になられたような方向で私たちは審議をし、修正をいたしてまいりました次第でございます。

○小林武君 関連。川崎さんに質問をいたしますが、この修正案を出したときに、こういうことが問題にならなかったか、ひとつお尋ねをいたします。第一条の「国立劇場は」というこの第一号でありまして、この場合、修正をしない場合は「わが国古来の伝統的な芸能の公開」云々、ここでは伝統芸能だけが書かれておる。それに「主として」ということが加えられておる。そうする場合、この「主として」というのが入ったために伝統芸能以外のものが入ってきた。その場合、「主として」というのは、「主として」を抜かした部分は現代芸能にこれが振り変わらなければ、これはあなたたちの修正の意思には合わない、こういうことになる。そこで、私は法律の専門家ではございませんのでよくわかりませんが、これは熟読玩味してみましたところ、どうもそうならぬ。十九号のたまたま「業務」のところがありまして、これ二二五号のところまである。第二項のところでは、「第一条の目的の達成に支障のない限り」というところを削った。そういたしますと、これを削ることによって、これは二項は、「国立劇場は、前項の業務を行なうほか、前項第一号の劇場施設を一般の利用に供することができ」と、こうなっている。

「一般の利用」ということになる、これは必ずしも現代芸能だけをさすものではない、非常に領域が広がったということ。ここで現代芸能にうんと貸してやれという条件は一つも私は出てこないように思ひ、悪く解釈すればです。そういうことになりまして、たとえば三十九号条ですか、罰則がございまして、この罰則の「第十九条に規定する業務以外の業務を行なったとき」というのがある。ということになると、「一般」というものに對してこれをぐんぐん広げていったら、こ

の間に第十九条の罰則とは幾らか矛盾を来たすようなことがないか。で、私は実はこの間ちょっと悪口を言つて、この修正案というものは、現代芸能をやるという条件をつくつたのではなくて、卒業式にも貸すわ、何々大会にも貸すわ、総決起大会にも貸すわというようなくらいに、利用のあれを上げていったことに結局法律解釈上はなるのではないかと、もしやうなことになるかと非常にこれは憂慮すべきものだ、こう考へております。その点の疑問をあなたたちは持たなかつたかということですね。絶対これは現代芸能にだけ席をつくつたんだということに理解されるような根拠がどこにあるのか、ひとつ説明してもらいたいと思ひます。

○衆議院議員(川崎寛治君) まあ修正の過程では、ただいま小林委員の御指摘になられました三十九号条云々、そういうふうな点についての論議は行なわれておりません。私たちといたしましては、「主として」と入れたこと及び十九号の第二項において、「第一条の目的の達成に支障のない限り」というのを削除した意味は、たとえば、これを文部省が四十二年度予算案の折衝の際に要求をしたいと答弁があつたわけでありまして、国立劇場で行なわれず上演をされるものについてはすべて無税と、免税と、こういう点については当然行なわれるべきじゃないか、そのことは、何も現代芸能以外の、いま御指摘のようなそういう一面にむしろ広がるんじゃないかといふ点の理解ではわれわれはなかつたわけでありまして、われわれといたしましては、あくまでも現代芸能の振興と、そういう立場から第一条と第十九条の二項の削除、こういう修正をいたした次第であります。

○小林武君 なお、いまここから、川崎さんにはよろしいですが、文部大臣にこの解釈のしかたについて質問したいけれども、厚生大臣がおいでになつたし、お二人そろつてなきやうかい悪いので、ここで打ち切らしていただきます。

○委員長(二木謙吾君) 委員の異動について報告をいたします。
 本日、小野明君が委員を辞任され、その補欠として野溝勝君が選任されました。

○委員長(二木謙吾君) この際、教育、文化及び學術に関する調査中、特殊教育に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。
 なお、政府側より中村文部大臣、鈴木厚生大臣、中野文部政務次官、佐々木厚生政務次官、斎藤初中局長、竹下厚生省児童家庭局長、小田村大蔵省主計局主計官が出席いたしております。

○野溝勝君 私はただいま委員長からお話がありまして特殊教育につきまして、この際、関係大臣からお伺いをしておきたいと思ひます。特殊教育に於ける前に、私はまず一般的に心身障害児対策についてお伺いします。
 心身障害児に關した教育問題については、文部、厚生両省が前向きな姿勢で努力している点はよくわかりますが、現状はまだまだ、先進国とか、近代国家とかいわれている日本としては、とうてい了承できるような状態ではない。今日マスコミでも盛んにいろいろと取り上げております。そこで、申すまでもないが、特に近代国家、先進国としての今日の日本としては、より一そうこうした方面にもっと力を入れなければならぬ。ところが、本四十年年度予算の編成過程をみても、たとえば、児童手当制度の問題にいたしましても、その他心身障害児の職場の問題にいたしましても実現もしないし、促進も見られません。どうも政府の中で意見が一致しないのか、あるいはその努力が足りないのか、どこに一体デッドロックがあるのか、こういう点についても非常に疑問を持っております。最近では、六月の「文芸春秋」におきましても、たぶんごらんになったと思ひますが、「社会福祉になぜ血が通わないか。身体障害者、精神薄弱児問題など社会の各層の問題を、ひとり政府にまかせてはおけない」という作家水上勉氏の

意見を出して、世論に強く訴へています。私は関係当局がこれらの問題について努力して、いる点はわかるのでございしますが、この点に對しましては「一その関心と誠意を具体的に示してもらいたい」という考へでお伺いするのであります。でありますから、まず最初に両省から、福祉政策あるいは文教政策等に対する基本的な考へ方をひとつお二人からお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 難聴児の教育をはじめ、特殊教育につきましては、文部省としましては従来たいへんおくれしておりましたので、目下極力その推進をはかり、こうした特殊教育の充実を期してまいりたいということで、鋭意努力をいたしております次第でございますが、こまかい点は担当の局長からお答えをいたさせます。

○国務大臣(鈴木善幸君) ただいま野溝さんから御指摘がありました、あるいは重症心身障害児、あるいは重度精神薄弱児、あるいは重度の肢体不自由児、またろうあ児等々、ハンディキャップをしようとしておられる気の子供さんたちの福祉の問題につきましては、政府といたしましてはできるだけ今日の努力をしてみたいところでございます。この国会にも児童扶養手当法あるいは特別児童扶養手当法等の改正法案を提案をいたしまして、在宅におけるこれらの児童の扶養手当の増額等の措置を講じますと同時に、すでに御承知のように、四十一年度予算におきましては、重症心身障害児のために初めて全国的に十カ所、それに東京の整肢療護園を加えて十一カ所に五百二十ベッドの収容施設を設置する等、できるだけの措置を講ずるよう努力をいたしておるところでございます。しかしながら、まだまだそういう気の子供さん方は数も多いことであり、対策にはきまこまかな、また総合的な施策が必要でございまして、今後とも一そう努力をいたしたい、かように考へておる次第でございます。

○野溝勝君 ただいま両相から簡単に回答がありましたが、もちろんそうした努力をしておるといふことは私もよくわかります。そういう考への

意見を出して、世論に強く訴へています。私は関係当局がこれらの問題について努力して、いる点はわかるのでございしますが、この点に對しましては「一その関心と誠意を具体的に示してもらいたい」という考へでお伺いするのであります。でありますから、まず最初に両省から、福祉政策あるいは文教政策等に対する基本的な考へ方をひとつお二人からお聞かせ願ひたいと思ひます。

あらわれというのは予算的にも出ておりますからそれはよくわかりますが、確かにいままでよりは予算も多くなっておりますし、また、部分的にはいま両相の触れられたような点で私どももそれを認めるにやぶさかではないのでございます。しかし、戦後二十年の日本は、とにかく経済は高度に成長したとか、近代国家であるとかいわれ、特に最近の佐藤総理は、社会開発、人間尊重というよりなことを強調されておられる。それにしても、私は予算上はあまりにも貧弱じゃないかと思うのです。皆さんの努力はわかります。しかし、総理が言われておられる社会開発とか、あるいは人間尊重とかいう考えの具体化には、まだほど遠いんじゃないか。特にここで憲法を出すまでもなく、あるいは教育基本法を出すまでもなく、あるいは児童憲章を出すまでもなく、当然それらの基本法にのっとってその政策は出さるべきものでありますから、そこで、私は一問一答ということになるべく避けまして、私見を多く申し述べることにいたしますが、それについてまたひとつお答えを願いたいと思います。

非常に努力はされておりますが、わが国における社会保障や文教政策の推移を数字で国際比較してみると、社会保障関係では、一九六〇年—昭和三十五年ですが、国民所得に対する社会保障給付費の割合は、イギリスでは一三％、西ドイツでは一三％、日本では六％、非常に低いですね。一九六一年—昭和三十六年ですが、国の歳入に占める社会福祉費の割合では、イギリスが二九％、西ドイツが一三％、日本は二一％、この比較を見ると日本は努力のあとが見えてくる。しかし、教育方面においては非常に低くおられるわけですね。たとえば、国家予算、社会保障費、教育費の伸びで比較してみると、一九六〇年で、イギリスは一般会計の歳入が一三％、社会保障費は一四％、教育費は一七％、これが日本では一般会計歳入は一七％、社会保障費が一五％、教育費が一六％。これから見ると、欧米先進国では、教育費の伸びは国の歳入や社会保障費の伸び

より大きく、特に教育の比重が高い。日本は社会保障関係は、まあ、ちょっと上がっておりますが、教育関係のほうは最近では伸びが低止しております。それから一般会計当初予算における社会保障費と文教費の占める割合、これは当然、大臣みずから承知のことだと思っておりますが、昭和四十年が予算総額三兆六千五百八十億、四十二年四兆三千四百四十二億、この予算総額に對しまして、社会保障費は四十年が五千六百四十四億、四十二年九、四十一年度は、社会保障費が六千二百二十七億、四十二年は、文教、科学振興費が五千四百三十三億、二・五％と上がっているが、ワクにはめられたように伸ばされております。私はまあ外国との比較、国内におけるところの予算状態を簡単に話して申し上げたのですが、申すまでもなく、当局はこれを御承知なわけです。国民所得に対する教育費の割合は欧米先進国並みにはなっておりますが、教育費の伸びが停滞しております。最近では教育施設の不足、生徒一人当たりの教育費の少いのが目立ちます。私はこの点に大きな関心を持ち、いまの文教政策に疑問を持っております。で、文化国家といわれておられる、あるいは近代国家といわれておられる、高度経済が成長したといわれておられる中で、どうして一体この教育のほうにもう少し力を入れないか、こういう点を非常に問題にしておる。特に今日、父兄の児童に対する負担というものは、学習書や学用品などで年間二百億以上にも達しているらしいのでございます。中村さんが文部大臣になって力を入れておられるのはよくわかるけれども、これらの点から見て、私はより一層力を入れなければならぬと思う。こういう点に大蔵当局と折衝をしたことがあるのか。もちろん折衝もしたでしょうけれども、どうしてこういう点に対する理解がないのか。こういう点でひとつあなたの所見なり考え方を話していただきたい。

主計官が来ておりますから、当然、主計官にも私は見解を聞いておきたいと思う。特にあなたが教育関係法あるいは児童憲章なりから見ても当然やらなければならぬでしょうし、これは主張されたと思うのですがね。この点、大蔵省はどういうことを言われておられるのですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 私ども文教関係の予算を極力充実したい気持ちで努力をいたしておる次第でございますが、ただ、文教関係は義務教育の教職員国庫負担があるものですから、伸び率からいいますと、ほかの役所のような伸び率にどうしてもならないわけでありまして、この点、残念に思っておりますが、実質的にはほかの官庁の伸び率程度には伸びておりますが、給与費の負担という大きな幅があるものですから、全体として率を考えると、四十一年度でも他の官庁の伸び率に達していないというのが現状でございます。いづれにしても、いま一つ一つの、たいいてい予算編成のときには各項目別に折衝を積み重ねてまいるものですから、総体としてこういう点で行き詰まっておりますということは申し上げにくいのであります。たとえば、この特殊教育について考えてみますと、私の記憶では四十一年がたぶん九十五、六億円になっておると思っております。前年が七十何億円で、大体二〇％ぐらい伸びたといっていると思うのですが、もっと速度を早く、特殊教育の充実はおくれておりますので、私も馬力をかけてまいりたいという念願をしておるわけでありまして、今後とも文部省としてはこれは最重要事項として努力をして、この恵まれない特殊教育の対象児童の教育環境をよくし、また、りっぱな先生、教師の養成を行ない、また施設の充実をいたしまして、愛情のある特殊教育の充実を期してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

で、いま大臣も努力されておる、また大いに努力すると言われているが、ちょうど主計官が来ていますから、主計官のほうから考え方をこの際お聞きしておきたい。

○説明員(小田村四郎君) ただいま文部大臣からお話があったとおり、大蔵省をいたしまして、いよいよわゆる肢体不自由児、精神児等の気の毒な方々に対しまして特殊教育の充実ということにきましては、十分意を尽くしまして、できる限り国家財源の許す限りにおきましてその予算の拡充をはかってまいったのであります。文教予算全体につきましては、いま文部大臣からお話ございましたとおり、義務教育の給与費の国庫負担金の増によりまして、多少の上がり下がりがございます。しかし、特殊教育関係の予算につきましては、年々増額をはかっておりまして、たとえば義務教育諸学校の特殊学級等につきましては、毎年一千学級の増加、増設を計画いたしまして、これを実施してまいっておるわけでございます。その他養護学校の新設等も、年次計画によりましてその遂行をはかってまいっております。そのほか、たとえば四十一年度におきましては、特殊教育に対する視察教材の補助も新規に計上いたしましたし、その他各般の施策を文部省と御相談しながらやっておりますわけでありまして、今後におきましてもさらに内容の充実をはかってまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○野瀬勝君 私は以上の概念的な質問をするのは、結局、特殊教育の問題に対し、当然、国が努力しなければならぬのを、いまのような国の考え方では、とても特殊教育だとか、愛情のある教育というものはおぼつかないと思っております。あなたが幾ら努力されても、そこにこの問題を私は序論において投げかけたわけでございます。そこ

いまだ大蔵省の主計官からお答えをいただきましたが、憲法二十五条、二十六条、それから児童憲章あるいは学校教育法などから見れば、そんな少しばかりのことでお茶を濁すというのではいかぬ、やはり文部省や厚生省からきた予算を大体全部承認する、あるいはそれに対して協力するという体制がなくてはいかぬと思っております。特に文部省や厚生省の特殊教育や心身障害児に關係した問題などは、何も個人の問題じゃないですから、社会的な

非常に総合的な施策が必要でございますので、十分、文部省、労働省とも連携をとりまして、できるだけ努力をいたしたいと、かように考えておる次第であります。

○野澤勝君 あんまさんの問題は。

○国務大臣(鈴木善幸君) あんまさんの問題につきましては、御指摘のようなことが温泉地等におきましてはよく見受けられるところでありまして、そこで、厚生省といたしましては、このあんま、はり、きゅう等の養成機関を認可いたします際には、きゅう等の養成機関、これを優先的に実施いたして、盲人の養成機関、これを優先的に実施いたして、暗眼の者の養成施設はできるだけこれを押える、あとに回すと、こういうような配慮をいたしておるわけでありまして、ただ、憲法のたてまえ上、暗眼者があんまをやつちやいかぬとか、はり、きゅうをやつちやいかぬとかいう職業の制限を加えるわけにまいりませんので、その養成施設を認可いたします際には、暗眼者の養成施設はできるだけこれを抑制をして、そうして盲人等の養成施設のほうを優先的にこれに認めていくと、こういうような行政を通じまして、御趣旨に沿うように努力していきたい、かように考えております。

○野澤勝君 質問でなくて、それで大臣、けっこうです。いま憲法には職業選択の自由はあるけれども、せっかく厚生省がこうした各間にある人の職場の対策を考えておるときですから、私はそのことを裏づけをするためには、こういうところから行政指導をはっきりしていったほうがいいと、こういう意味で言ったんです。

次に、私は文教関係について文部大臣から少しお伺いしたいと思います。先ほど来、文部大臣からもいろいろお話がございましたが、この社会福祉事業というのは、これはやはり厚生省だけではないかぬし、また文部省だけでもいかぬ。厚生大臣から総合対策が必要だと、まあ答弁なんだが、どうかひとつこの問題を解決するためには総合対策を具体的に練っていただいて、各間にある人々の気持ちをやらわける、そういうような方向に努

力してもらいたいと思います。この点をひとつ所見を中村大臣から聞いておきます。

○国務大臣(中村梅吉君) 確かに御指摘のとおり、総合的に文部省としていろいろな身体あるいは精神等障害がある人たちに對する施策を努力していかなければなりません、同時に、労働省、厚生省等とも総合的にやっていく必要があると思

います。実は、私も都立の青島養護学校なども見学をいたしましたのでありますが、精養軒で、普通だと非常に無理な子供さんでも同じ程度の人たちを一つの場所に集めて、同じ簡単な作業をやらせますと、かなり能率的にりっぱにやっております。たとえは僕をばくしてわらをそろえる者はそろえておる。それから細を機械にかけてなす者は何台か並んでやっておりますが、非常にあれはわらを二本か三本ここの先でかぎんして、太くなつたり細くなつたりわらがなつちやいけませんから、二本なら二本ずつここの拾つてやる。そういう作業が精養軒の子供さんにしてはむずかしいが、きちんとした正常な姿でやっております。だんだん作業が軌道に乗ってきますと、人が見字に行つてもわき目も

しない。非常に私はほかの作業もたくさん直接見てきましたが、感心しました。ですから、こういう人々たちを楽しく人生を送らせるようにするためには、教育と同時に、そういう仕事を覚えさせ、同時に、こういう故障のある方々の雇用関係というところが一つの大事な問題ですが、軽度の人

は一般の人間とはさまたちて雇用関係を解決できるかも知れませんが、やつぱり相当重度の者は、同じ程度の同僚を一人所集めて、そこでなれた職業に楽しく従事させるような授産場とかいうか、共同作業場のようなものを今後われわれ労働省なり、厚生省等とも相談をして進めて行つてあげることが、教育に関連して一つの重大な問題ではないか

というふうな考えておりますが、こういうことひとつ考えてみましても、なかなか文部省は文部省だけでけりがつく問題じゃないので、やつぱり関係各省がよく協議し、また、財政当局の大蔵省にも理解していただいて、総合的なりっぱな施策を

逐次完成し、整備していくことが必要だろう、こう思っておりますので、私ども大いに熱意を傾けてまいりたいと思ひます。

○野澤勝君 これは文部大臣でなくて、厚生省の局長でもけつこうでございますが、お伺いしたいと思ひますが、心身障害児はいろいろ数字が発表されておりますが、その数字はどこに根拠がある

かさつぱりわかりませんが、どのくらいあるのかさつぱりわかるといいんですが、肢体不自由児、あるいは精神薄弱児、あるいは難聴児、弱視者といひますか、目の悪い者、弱視者等に分類して――分類は一々めんどろでしようが、トータルとしてどのくらいあるのでしょうか、どの数字がほんとうなのかさつぱりわからぬ。

○説明員(中野正剛君) 昨年、厚生省の児童家庭局あたりで身体に障害のある児童を調査いたしましたところ、身体に障害のある児童は全部で十一万九千八百名というふうな推計いたしましたわけでございます。その中で視覚障害一万四千四百、聴覚障害一万五千九百、音声もしくは言語機能障害一千七百、上肢機能障害一万一千六百、なお肢体不自由児は、いま申し上げました上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害とありまして、七万六千二百名というふうな推計いたしております。なお、精神薄弱児につきましましては詳細な調査がござ

いませんで、本年度、児童家庭局において調査をすることにしたので、本年度的にございませう。

○野澤勝君 いまのようなお答えで、大体まあ委員の方もわかりだと思ひますけれども、大蔵省へ予算要求する場合に、やはり根拠ある数字を持つてでない、向こうのほうだつて予算査定をします。ですから、これは厚生省の局長さん、十分やはりそういう点はきめこまかに、やはり資料といふものを持たなければいかぬと思ひます。いろいろやるといふても、抽象的では大蔵省だつてなかなか出しにくいし、出さない。ですから、そういう点は至急実態調査を徹底されまして、これは基礎にして折衝をするようにしていただきたい。そして、こういう資料はいつごろま

でにできますか、総合的なものは心身障害者の。あす、きょうというわけじゃない。大体のめどをきめてください。

○説明員(中野正剛君) 精神薄弱のほうの調査は、おおむねこし一ぱいで總体的な事項は判明するだろうと思ひます。詳細な点は来年になるかと存じます。

○野澤勝君 精神薄弱児だけでなく、いま私が言いましたいろいろの心身障害者、その数はいろいろ大体でございませう。もちろん関係してある局が精神薄弱児の調査だけやるわけじゃないでしよう。

○説明員(中野正剛君) 昨年度調べました身体障害児童の調査と、それから本年度行ないます精神薄弱児の調査と突き合わせまして、大抵、身体障害児あるいは精神薄弱児の統計数字が出るものと考えております。

○野澤勝君 くだいようですが、特にそういう要望があつたといふことを強く言つて、厚生大臣のほうにも、その調査を具体的に早く調べておくようにといふことの要請があつたといふことを、あなたからお伝え願ひたい。それから、ここですでにその資料がでるかといふことをひとつ私の手元へ報告してください。文部大臣、ひとつ私の言わんとする気持ちを厚生大臣にお伝え、連絡願ひたいと思ひます。

次に、私が伺ひたいのは、この問題に関しては、四年前に作家の水上勉さんが、拜啓総理大臣様というあれ以来、相当問題になつたのです。が、あれはしかし、重症児に對する点がおもに取上げられたと思つております。しかし、その後、子を守る母の会とか、あるいは芸能人の伴淳さん、森繁久弥さん、それらの方もおゆみの会をつくりまして非常にこれに協力しております。その他、進歩的な事業家などもこうした一つの社会福祉事業に非常に協力してあります。非常にこれはけっこうなことでございますが、しかし、当局が総合的の一貫した施策を進めなければ、一般の民間人がどれほど理解し、また経済的に協力しても、

これは解決する問題じゃないのです。特にその中でも、私は文部大臣にお伺いしたいのは、この施設と相まって特殊教育ですね、特殊教育の面が非常にまだおくれしています。あなたたちは努力されています、非常に努力されております。たゞは特殊教育の普及など問題になりません。非常に特殊教育に熱心な、これは難題関係ですが、岡山大学教授の高原滋夫さんの所見を見ても、特殊教育はまだ非常におくれていることがわかります。また、特殊教育に關して施設ができていても教育者がいない、あるいはそういう優秀な人々がいないということになります。すると、せっかくの特殊教育が生きてこないと思うのでございますが、特殊教育の研究、開発あるいは教員養成など、こういう点は大臣どういうふうにお考えになっておるか、あるいは今後どういうふうにしよとされるのか、そういう点をお聞きしたい。

なおついでに、あわせて申し上げておきますが、先般わが党の千葉千代世さん、私が台東区の西町小学校での難聴教育の研究発表会に参りました。その際、大臣も御出席いただきました。特殊教育に対する情熱を傾けられたあなたは、また、この「なんちゃん」という親の会の雑誌にも述べられておりますが、私も意を強くしたのでございませうが、こうした問題は一朝にしてなかなかできるものじゃない、教員の養成にしても。だから、こういう特殊教育の先生の養成、あるいは、何といひますか、手当等に対する待遇の問題、そういうような点をどういふふうに考えておるか、ひとつこの際お伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘のように、教員養成は非常に大事なことでございますので、今年も金沢大学その他に新しく設けて、大体九つの国立大学で特殊教育、教職員養成課程を設けて、専門にこの特殊教育の初めから希望する教職員を正規に養成してまいります。手はずでございます。なお、東京教育大学の教育学部の中に特殊教育について大学の課程を設けて、こゝで

はさらに高度の人たちの研究をさせる、こういうふうにいたしたいと思つておりますが、なお、そういうことだけでは、これからの養成ですから急に間に合いませんので、現在、特殊教育に携わつていただいております教職員を、現職教育を十分にいたしまして、つとめてこの特殊教育について知識を持ち、また理解と情熱を持つてこつた特殊教育を担当してもらへるような教師を育成してまいりたいと、かように存じておる次第でございます。

○野瀧勝君 大臣ね、そういう通り一べんのごあいさつでなくてね、まあお互いにしろうとじゃないのですから、そうでなくて、ひとつこれだけの予算を出して、これだけの教員養成なり何なり、まあ養成をやるうとしておるというふうに、具体的な考えを、私見でもよろこびます。別にこれを取り上げてどうというじゃない、私見ですから、考えですから、だからそういう点を私はお聞きしたい。ただ、これから大いにやろうと思つて、いふようなことでなくて、もう少し具体的に。さつきも、雇用促進法ですか、あの話でございますが、私は、厚生大臣が時間がないのでしたか、がなかつたんですが、あれも通り一べんのごあいさつでございまして、もつと私はきめこまかく聞きたい。最近、子を守る母の会、親の会ですか、あれに、北浦雅子さんの書いた文章、十九年間障害者の子供をかかえて苦勞しておるその出版を見ました。ところが、どうも橋本官房長官は涙をのんで感激したんですね、書いた文章に、推薦人です。そこで、その官房長官は大蔵省のほうと大いに折衝をして予算を確保したいと思つたのだ。ところが、予算として具体化はしないと思つた。このほうの予算についてみて、ミルクの問題さえも四億も削つちやう。これじゃ私はおかしいと思つたんだ。だから、そういう点を私は案じておりますがゆゑに、文部大臣としてもこうした点を非常に考えておるようだし、あなたはほんとうに特殊教育に対して非常に努力されておると見えるんだが、具体的に特殊教育に対する、特に教員養成

成に対してはどういうふうに考えているか、また私見でよろしくございしますから、こういうふうにしよという考えをお話し願ひたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 野瀧さんから、具体的に教員養成には幾ら金をかけて、どういふふうにするかという具体的なことを言えと、こういう御指摘でございますが、先ほど申し上げたように、国立九大学に特殊教育の教職員養成科というものを設けて、そして特殊教育に対する十分の知識と関心の深い教職員を養成していただくという事は、すでにきめられて推進しておるわけでありまして、この経費はやはり国立学校特別会計の中に入つておまして、全大学の経営の一環でございしますから、いま急に、特殊教育の教職員養成のために年額幾らの経費を投じて云々ということばちょっと困難でございますから、その点あしからず御了承いただきたいと思います。

それと、現職教育については、これは事務当局からお答えをさせようと思つてございしますが、いろいろの施策を講じて、現職教育の強化、これについては極力努力をいたしておるところでございます。具体的な数字は私手持ちがございせんので、必要がございしたら事務局からお答えをさせるようにいたしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤正君) 教員養成以外の現職の教職員の方々の資質向上をはかるというこのためには、従来も各種のいろいろな講座等を実施してまいりましたが、四十一年度の予算で特に新たに追加したのは、内地留學生の制度を開始したこととでございます。これは国立大学あるいはその他国立の教育研究所等に対して、それぞれ各種の障害に依じた専門的な教育に関する研究を一年間やつていただくという考え方で、各府県に対して現職の教員の方々から内地留學生を募集いたしまして、国立大学その他の研究機関に配属いたしまして一年間研究していただく、これが本年度新しく加わったこととでございます。なお、数字でございますが、先ほど大臣お答え申しました

国立大学教員養成部等の整備の關係が四千五百万でございます。それから教職員の研修關係が、これが八百五十万円程度でございます。

○野瀧勝君 なかなかこまかい問題について質問をしようと思つたけれども時間が過ぎました。私はあとわずかでお伺いの質問を打ち切りますけれども、これは御答弁を願ひたいよりは、私はまあ私見を述べて一そう大臣の御健闘を願ひたいですけれども、あなたが僻地教育に非常な英断を用いた、まことに私はけつこうだと思ひます。よくやつてくれたと思ひます。あれじゃまだわれわれの立場からいへばまだの足りないけれども、いままでの大臣から見るとよくやつた。それで、最近不審なことは、文部大臣をやつた灘尾君、あの人が何と福祉協会の全国会長で陳情を持つて来た。私はそう言つてやつたんです。あの人は文部大臣をやつておるときは、何をやつたか、自分が大臣やつておるときには、協会どころか、この陳情書の中にある予算など知らないで、今日、中村君が、君、努力しておる。君、そんなものによく全国会長になつて陳情書出せるなど言つて笑つたのでございしますが、まあ前大臣よりはあなたはそれによつておる。それは私はこの一つだけでも――まあたゞさんは言わなければ、この一つだけは確かに、それから難聴教育に至るまで特殊教育に力を入れておる。まあ僻地教育を筆頭といひまして、あれはヒットだ。私はそういう点はすなおに、いい点はいい点、何の政府がやろうとしないことはいい。だがやろうとしないと思ひ。しかし、まだまだの足りないと思ひます。実際、そこで、私は最後にこれを申し上げたい。あなたはより一そう信念的にやつてもらいたいと思ひ。先ほど申したとおり、憲法の二十五条の生存権の問題、それから二十六条の教育を受ける権利の問題、それから教育基本法の第三条の教育の機会均等の問題、第四条の義務教育の問題、第六條の学校教育に対する問題、学校教育法では第十二條の健康診断の問題、第二十二條では保護者のその心身障害者の子女の義務教育課程のことが規定され

ておる。それから第三十九条では、小中学校の特殊教育に就学させる義務、第七十四条には特殊教育に関する学校設立の義務、第九十三条には、二十二条、三十九条、七十四條の施行期日を定める政令、それから児童憲章では、「児童は、人として導かれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる。」、まことに児童教育に対するすべてのことが織り込まれておるわけだ。だから、これだけ整っておるのでございまして、予算要求をする場合は、堂々と私は主張できるんじゃないかと思うのです。

だから、文部大臣におかれましては、一そう私は自信と一つの信念を持って、大いにこの上とも努力をお願いしたい、私はそれだけ申しまして、あとさかいことはたくさんありますが、時間をあまりさくのもどうかと思ひますので、この程度で私は打ち切りますが、主計官は、特に強く要望されたというところをひとつ大蔵大臣にもお伝え願つて、予備費を流用しろというようになるとまで叫んだというところをお伝え願ひたい。このことを最後に所信をお伺ひしたい。

○國務大臣(中村梅吉君) 御指摘のような特殊教育は、これだけ日本の教育程度が形として教育水準が高くなつてゐるのにかかわらず、特殊教育が非常に手おくれになつておりますことは御指摘のとおりです。私も全く同感でございまして。たとえば、中等度の難聴児が文部省の調査では大体六千人くらいいる計算になりますが、これらのうち学校に就学してゐる者はその一部分でありますから、こういう立場にある人たちは、難聴関係だけを考へてみましても、全員どこかで教育を受けられる状況をつくらなければ、特に野澤先生は難聴児教育の後援会の会長を引き受けていたで、非常にこの方面に御尽力をいたしておられます。これは難聴だけでなく、ほかの特殊教育についても言えると思ひますから、私も、とにかく責任を果たす意味で最善を尽くしてまいりたい、こう思つております。

まためにして私御質問しますから、ひとつお答え願ひたい。

養護学校ですね、養護学校の職員の中に、技能訓練士というのがありますね、全国で二千人くらいおるわけですが、ところが、これは身分上の根拠が何にもないのです、免許法にも何にもないのです。だから、まず法律上のその位置づけといふものをほつきりする必要があるんじゃないか。なかなか養護学校というより特別な学校では、技能訓練士というより特別な重要なものでは、それがもう身分がはつきりしておらぬもので、それから、八〇の調整費という名目で特別な手当が出ているわけですが、そういうものを同じようにやつておつて、技能訓練士はもらへぬわけですね、それを今後どうされるおつもりかということが一つ。

それから第二点は、いまの調整費の八〇ですが、八〇と言つたら僻地手当ですね。僻地手当の一番低いところが八〇ですね。もちろん僻地手当が十分だとは言ひません。また、それは性質が違ひますから比べるのとはおかしいと思ひけれども、何かこういう特殊教育に携はつてゐる人の心身面の疲労度といふものは大へんだと思ひます。ですから、文部大臣がせつかくこうやつて大きな国是として、特殊教育に画期的な力を入れたいという方針を打ち立てられてゐるこの機会に、八〇という調査費といふものをもう少し引き上げて、福岡県とかで単独でやつておるようですが、一二％とか、一四％とか、一五％とかといふふうに奮発したらどうかということ、そういう御意思があるかどうか。それと並んで、養護学校とまでいかなくても、一般の学校の養護学級に行つてゐる子供がある。その養護学級の教職員にはそういう調整費的な、特別手当的なものが何もないというわけですね。八〇同じようにつきたいというところで予算要求をしたら、金額、大蔵省に削られたというお話ですが、一体これは今後どういうことにするおつもりなのかということ。

この間、私は実はちよつと電話で文部省の担当課の人にお尋ねしたのですけれども、はつきりわからなかつたのですが、同じ特殊教育であつて、盲学校とか、ろう学校とかの教材費の準備と養護学校の教材費の準備といふものと格段に違ふのです。

ね。たしか盲学校が一番多かったのですが、四千何百円くらいだったのです。それからろう学校が三千幾ら、養護学校は二千幾らだと、ちよつといふ正確な数字を手元に持つておりませんけれども、何か非常に違ひます。なぜそういうことになつてゐるのか、こういう面がちよつとぬかつていふ点があるのではないかと、非常にこまかいようですけれども、やはりこういうところから積み上げていかぬと、ただ抽象的に特殊教育に力を入れると言ひましても、実質が伴わない、その三点をちよつとひとつお聞きしたい。

○政府委員(齋藤正君) 第一点の訓練関係の免許資格の問題でございまして、この点につきましても、教職員養成を担当してゐるところと、事務的に簡易な措置でその資格を与える方法がないかといふことを担当課としては折衝してゐる段階でございまして、なお研究をさしていただきたいと思ひます。

それから第二の調整額の問題、特殊学校の教員、それから特殊学級の教員の調整額、この点も検討してまいりますが、実は昨年、ただいま御指摘ございましたように、特殊学級の関係者の問題につきましてもは相当程度の折衝を行なつたのでございまして、その考え方の問題につきましても、若干、どういふ方式をとるかといふ点の検討が本年度にゆだねられたような関係でございまして、実現いたしません。これは重大な課題であるといふことを私も承知いたしておりますので、なおよく検討いたしたいと思ひます。

できるようなりたいと、かように思ひます。

○委員長(二木謙吉君) 他に御発言がなければ、本件に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(二木謙吉君) この際、再び国立劇場法案を議題とし、質疑を続行いたします。

○小林武君 私は関連でございましてから長くやれないのですが、文部大臣、先ほど衆議院の川崎君に対して質問をしたのですが、どうもこれは法律が「主として」といふことが第一条に入つたのと、第十九條の二項の、「第一条の目的の達成に支障のない限り」といふのを削つた。こういうことによつて、これは現代芸能が国立劇場を利用するとか何とかいふこと、こういうことにはならない、いわゆる一般の利用の幅が広がつたのだと、これは趣旨としては説明をいろいろされたから、そう受け取れるかも知れぬけれども、法律としてはそうならないと、ほくははなはだ修正案がきたときにびっくりきやうてんしたんですが、いかがなものなんでしょうか。これ、あなたのはりではどういふ解釈をなさつておるのか。

○國務大臣(中村梅吉君) 私はまあ考え方としては、国立劇場は主として伝統芸能を中心とした公開、伝承者の養成、調査研究、保存、振興をはかつていく、しかし、あわせていろいろな運営上の企画を立てまして、伝統芸能にいたしましては連日やるということとはどうも不可能でございまして、また、伝統芸能の保存といふ点からいいますと、一年中やる必要はないことでもございまして、適当な企画がおのずから運営上きまつてくる。それ以外の期間には、努めて現代芸能に活用していきたいといふように考へておるわけでもございまして。ただ、御指摘のような意味からいいますと、第一条がそういう解釈でいくとすれば、第十九條のほうの修正で削つた分はあるいは削らないほうがいいのかといふ気もするんですが、しかし、衆議院では、まあ各党相談の上、「支障のない限り」といふことを削つた。これは、まあ各党相談の上、「支障のない限り」といふことを削つた。これは、まあ各党相談の上、「支障のない限り」といふことを削つた。

い限り」という部分をお削りになったわけでございますが、そうなった場合におきましても、私どもとしましては、いま申し上げた考え方で運営をのべてまいりたい。ただ、その間、双方とも使用目的のない期間が年のうちに幾日か——中間が全部詰まってスケジュールを立てるということもありまう。せんでしょうから、そういう場合に、ほかの何かから、催し等が国立劇場の趣旨に全然反しないようなことで利用の場合があれば、それは活用をさしても、かえってそのほうが全然あけておくよりは国立劇場の採算上もいいことだと思えますから、そういう程度に実は私どもとしては心得ておる次第でございます。

○小林武君 文部大臣はその修正の趣旨をよく聞かれて、その趣旨のあるところを理解されての御発言、これは私はけっこうだと思ふんです。ただ、法律でありますから、でき上がつてしまつていった場合に、法律上のことからいうとどういうことになるか。私がどうも非常に気にかかるのは、第一条に「主として」と入れたために、もっぱら、もうとにかく伝統芸能をやるということではなくなつちゃう。非常に余裕ができたんだな、「主として」で。それが今度は第十九条にいきますというところ、今度は第一条の目的のところを削つてしまいますと、その余裕のできたところがどこへいくかといつたら、一般の利用ということになる。この一般の利用になるというところ、現代芸能はそれは使わしてくればけっこうだけれども、一般の側が広がつたら現代芸能の使つ側も広がらざるうというよりなことに解釈されるのは、いささかこれはちよつと法律的には問題がある。法律的に誤りだとするならば、これは何か手を打たなければ妙なことになるんじゃないかということになるんですが、これは村山さんにお伺いしたいんですが、そういう心配はありませんか。ぼくは法律のことはよくわからぬですけれどもね、このこととところでそういう心配が起つてこないか。現代芸能を文部大臣としては非常に重んじてやろうという考えがあるから「主として」が入つたのでたいへん

よかつたといつて大喜びしているんですね、しるうとの人たちは。いわゆる現代芸能の人たちは。何か新聞に書いてあるのを見て、あれでたいへんよかつたと言つておる。しかし、これは期待はずれになりはせぬか。これを解釈する人は、今度は大臣がおかわりになり、所管の責任者がかわれば、こんなことでなくなつちやうんじやないかと、こゝろ思ひんですが、そういう心配がないかどうかですね。この点についてはほくは法制局あたりの意見も聞きたいのですが、まず村山さんの御意見を聞きたい。そういう心配はないわけですか。

○政府委員（村山松雄君） 文化財保護委員会としましては、この国立劇場法案の目的は、抽象的な概念としての国立劇場の目的一般を規定するのではなくて、今回設立しようとしている特殊法人の業務内容の指針としての目的を掲げると、こういう趣旨で、伝統芸能の保存、振興ということを主たる目的として原案のような表現にいたしましたわけであります。ただ、伝統芸能以外のものを一切認めないというほど窮屈な趣旨は原案作成のときからなかったわけでありまして、十九条の業務のとこころで、二項の施設利用、それから第一項のほうの五号の付帯業務、こころ辺でまあ伝統芸能から若干はずれるものもこの特殊法人の業務の対象とし、施設の利用をはからう、まあかように考えておったわけでありまして、そういう御説明をやるように、衆議院の段階で申し上げましたのですが、その時点におきまして、そういうことであれば目的も、幅も少しその幅を持たしたほうがよからうと、幅を持たして、そこに入ってくるものは、要望のある現代芸能関係にできるだけ充てるように、こういう御趣旨に拝聴いたしましたして、まあ修正案を了承した次第でございます。そういうことでありますから、私どもとして、衆議院の修正のおもな趣旨は、第一条の修正にあるのじゃないか。で、第十九条の二項の修正のほうは、大臣も申されましたように、何も直さなくてもという感じもいたしたた次第でありますけれども、まあ幅を持たしたの

だから十九条の業務の、特にその施設利用の段階ではあまり窮屈なことを言うなというような御感觸で、「第一条の目的の達成に支障のない限り、」を削られたように拝聴いたしております。そういう趣旨でありますから、運営にあたりまして、原案でも考えておったわけでありすけれども、修正案をいただきましたので、一そう幅を持たせて、正をいただきましたので、一そう幅を持たせて、各般の御要望にこたえたいと思っておりますけれども、目的に反するような措置は、十九条の二項が削られようとも、それはそこまで広げる趣旨ではございませんので、施設貸与の基準のほうは、依然としてこれは現代芸能の利用には供しますけれども、その限界点あたりにつきましては慎重に検討しながら運営してまいりたいと、かように考えております。

○小林武君　いまの説明で心配は多少なくなつたやうな氣もしますがね。ただ、そうすると、「主として」ということが入つたために、これは伝統芸能だけではなくて、これは現代芸能とも書いておらないから、まあ芸能一般というか、その他の芸能というようなものがこの中に入つたと理解してよろしいですか、それでよろしいですか。

○政府委員(村山松雄君) まあ特殊法人国立劇場としては、大体、演劇芸能の公開、保存、調査研究等でございますので、広がりまして、広がりまして、演劇芸能に關するものだと思います。で、演劇芸能の中で、伝統芸能のほうは比較的に、範囲が明確であります。そこで、私どもは明確なものをまずやろうと考えたわけであります。しかし、現代芸能に広げようということで修正がなされましたので、修正して広がるほうは、芸能のうちの現代芸能、これはその限界が明確でありませぬので、事務的にはやや困難な点がございしますが、国立劇場におきまして評議員その他の御意見を承りまして、国立劇場の設置目的にふさわしいようなものという限定で現代芸能関係を取り上げていきたい、かように考えておるわけであります。その終わりのほうは確かに御指摘のように明瞭でない点がありますが、今後研究しながら運営してまい

いりたい、かように考えます。

○小林武君　主として伝統芸能ということになつたために、ここに現代芸能というものを一応頭の中に置いて、「主として」としたということになると、「主として」を入れた――現代芸能を入れたとすれば、その「公開、伝承者の養成、調査研究等を行ない、」というこれは、「保存及び振興を図り、もつて文化の向上に寄与する」ということにかかりますか、現代芸能が。

○政府委員(村山松雄君)　文理的にはかかると思います。

○小林武君 かかるね。文理的にかかるというのじゃなくて、法律にかかるかどうかということを書いていゝのです。

○政府委員(村山松雄君) 法律上かかると考えま
す。

○小林武君　そうすると、九ページの第十九条ですね、これを削ったということは、これはどうも何のために削ったかはつきりしない。これは人の修正したものを文句言うわけじゃないけれども、どうも第一条の目的を達成するのですからね。第一条の中には、現代芸能も、とにかく伝統芸能も入っているのです。それを何で「第一条の目的」を削ったものやらね。削ったことによつてどういうことになるだろう。そうすると、一般の利用というやつが非常に今度は広くなつちやつて、目的に沿つてではないかということになる。そこらはどうですか。あなたとしては、何だか先ほど削らぬでもよさそうなことを言つていた。削らぬでもよさそうでなくして、削るべきでないようにぼくは思ふのです。「第一条の目的」は、一般のところには支障のない限り貸すというのはあたりまえなんです、というふうに。法律ですからね。いろいろな解釈をされるのは文書ならいいけれども、法律なんだから、今度運用される人がかわつたらいかようにも解釈することができるようになつたら困るから、念のために申し上げている。この点どうですか。

○政府委員(村山松雄君)　原案では、第一条の目

的は論理的には非常に限定的でございました。それで十九条二項で受ける場合にも、その論理的に狭く限定された目的というのはいさなり明瞭なわけでありました。ですから、「それに支障のない限り」というのも、かなりまた限定的に出てまいります。修正によりまして第一条の目的そのものに幅を持たせられましたので、十九条二項で受ける場合にも、それに支障があるかどうかというような判断の上にも弾力性が出てきて、「目的の達成に支障のない限り」というような限定を設けること自体があまり意味がないという趣旨で修正せられた。私としてはかように解釈した次第でございしますが、衆議院の段階で、修正理由につきましてはもう明瞭であるというように、具体的な御説明がなかったもので、あるいは当たっていないかもしれませんけれども、私としては以上申し上げたように解釈しておる次第でございします。

○小林武君 これは私は先ほど副則等のことを考へて言ったんですけれども、これはちょっと第一条の目的——第一条の目的というのは非常に原案よりも幅広くなった。これは現代芸能ということに頭に置かれたと言いますが、あとで解釈する人が、現代芸能以外のものを入れたところで、これは納得がいくことです。そうすると、第十九条というのは削ったことはいへんなことだと思ふのだが、しかしあれですね、これはたいへんなことですね。しかし、文部大臣の考えとしては、一般の利用をどこまでも幅広くやっていくような考えは毛頭ない、第一条の目的に沿うようにやっていく、こういうあれですが、私は法律的に疑義がある問題ですから、ひとつ運用の面で誤りのないよう、それから、しかるべき機会には、これはやはりさらに修正して、第一条なんかも、こんなあいまいなものにして、主たるなんて言わなくて、そこまで行ったら現代芸能をはっきりさせて、第十九条を改めるような方向に御検討いただきたいと思う。

法制局に質問するということをし上げましたけれども、大体いまのところでわかりましたか

ら、けっこうであります。はなはだ申しわけありません。

○鈴木力君 いまの解釈の問題は大体いまで終わりましたから、そのあとの運用の問題で若干伺っておきたいと思ひます。

問題は、先ほど企画を自主的にやるという御答弁があったわけですが、この企画を自主的にやるという関係と、それから、たとえばこの間の参考人のときに、松竹の香取さんが、何ですか、営業上の暗躍になつては困る、競争関係を生じては困るといふことでだいたい心配されておつたんですが、そういう関係について何か具体的な将来の運用で配慮されていることがあるならば、その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(村山松雄君) 御承知のように、歌舞伎に限定して申し上げますと、現在、歌舞伎の俳優は三百人近くいるわけですが、大抵三対一くらいの割合で、松竹関係、それから東宝関係といふことになっております。国立劇場といひましては、専属の俳優を持つことは将来の理想であります。さしあたりは松竹、東宝が支配している俳優と契約によつて自主公演をやつていく、こういうことでございします。これに對しましては、松竹、東宝とも協力をしてやつておられます。現に四十一年度の公演計画につきましては、準備室において内々具体的な相談に入つておられます。細部の点は別として、方針としては協力的な体制で進んでおります。そういう話し合いによる、何といひますか、自主公演といふことで摩擦なくやれるものと考へております。松竹が心配するのは、現在の観客層を奪ひ合うようなことになつては、商業劇場であるところの松竹側は困るというふうなお話であつたと思ひますが、この点につきましては、根本的には新しい観客層を開拓することによつて、現在の観客層を固定なものとして考へてこれを奪ひ合うという事態を、開拓する以外に根本的な打開策はないと考へております。そこで、国立劇場においては、新しい観客層の開拓、これも御説明申し上げましたが、従来、商業

劇場がやつてゐるような会社等の団体客の誘致といふような方法ではなくて、学生とか、若い青年男女層とか、そういうところに教育普及といふような方法を用いて、伝統芸能を理解させることによつて新規観客層を開拓していく、既成の劇団と、言ひならば共存共栄をはかつていく、こういうわけでありました。

○鈴木力君 いまの御答弁で、非常にりっぱな御答弁をちょうだいしたわけですが、私が心配するのは、先ほどの準備協議会の経過についてはちよつと申し上げたんですけれども、どうも文部省が協力関係にあると思つてゐるのは、自分だけ思つてゐるという気持ちがないかといふことを心配するわけです。たとえば、四十一年度の準備過程は、これはもう相當協力的に話し合いが進んでおるといふふうな何つたのですが、できたときのことから落しと興行についての準備の段階で、どういふ手続でどういふところと話し合つておつて、そしてどういふ準備が進んでいるのか、具体的にまずそれを伺ひたいのです。

○政府委員(村山松雄君) 具体的には、松竹の演劇担当重役は、先日、参考人として出られました香取さんであります。それから東宝の担当重役は菊田一夫さんでございします。国立劇場側におきましては準備室室長の寺中氏が折衝当事者になつておられます。必要に応じて私どもも同席したこともございします。まあ香取、菊田、寺中三者で話し合いをやつておるといふのが具体的な方法であります。

なお、現在の俳優との専属形態から申しますと、東宝は法律的に専属契約を結んでおります。そこで、東宝との話し合いは、東宝と話し合いがつけば東宝が専属契約を結んでおる俳優については、自動的と申しますか、俳優と重ねて契約を結ばなくても国立劇場との契約に入れる、こういうことがいふようになります。もつとも事実上俳優にないさつは必要だと思ひますけれども、法律的には俳優と重ねて契約するといふことは必要でないわけでありました。それから松竹は、俗に松竹の専属俳優

といつておりますけれども、法律上の専属契約といふような明確なものは現段階まで完全に結ばれておらないようでありました。もつとも最近、国立劇場ができるということで、一部その専属契約を結ぼうといふ動きがあるようでありましたが、話もはかばかしくいつていないようでありました。そこで、いわゆる松竹の専属俳優の場合には、法律的には松竹と話し合うだけではなくて、それぞれ出演俳優とも何か法律上の手続を国立劇場で踏む必要があると考へておりました。松竹とその傘下俳優と両建てで話し合いをやつておる次第でございします。

○鈴木力君 ほんとうにそういつておれば私もあまり心配しないといふ思ひです。いま香取さんのお話が出たのですが、実はこの間、香取さんが、こつら落しと興行の出しものについて、どこでどうきまつたものだからよくわからなかつたといふ話で実は不満の意を漏らされておるのです。しかも、だれがどういふ役をやるのかといふようなことも、松竹の俳優の人たちに相談にこられてわかつた。こういうことを繰り返されますと、松竹とすれば、一つの出しものに俳優を割り振る場合には、大抵長い間の出しものの関係からいろいろと配慮しながら割り振りをしなければいけない。それを横から、準備室だけが協力関係にあるといふごあいさつをされただけで、協力しますといふ返事をしたら、あとはそつちでどんどん進められて、そして従えと言われようなことは将来心配だ。ほんとうの話、これは難談でされたのです。この場でされたのじゃないけれども、そういう話を伺つた。そういうことを私はそれから聞いたし、そうすると、文部省の局長からは、十分話がついてゐる、こういうことになるわけだ。話がついておればいいけれども、私が心配するのは、何べんも申し上げましたが、準備協議会でも御了解を得たと思つておりましたと言つておる。しかし、相手が了解しないことが了解を得たと思つたことでどんどん仕事が進められて、あとでいろいろな文句が出て困つておるわけだ。

そういう形でいふようなものがあるとすると、いろいろ心配しておる人たちがたくさんあるわけですが。何か国立劇場という国の一つの機関だということ、別な新しい一つの権力といふことが、権威といふか、そこに立つて強引に進めていくのじゃないかという心配は実は持つておる人たちが相当あるような気がするのです。だから、そういうような方々で自主計画といふか、計画は自主的にやるというその計画の立て方等も、もう少し配慮された計画の立て方があるような気がするのです、その辺の考え方を聞きしたかったわけです。

○政府委員(村山松雄君) 香取さんの心境や言動は私もよくわからぬわけですが、察するに、これは香取さんから伺った点もあるんですが、香取さんの心境としては、国立劇場ができるというのは、やや下火である歌舞伎復興の上で仲間ができて喜ばしいという気持ちと、これは商売がたぎができて観客を奪い合うということになればたいへんだという気持ちとまじり合っているのじゃないかと思ひます。そういう心境からいろいろ言動をされるんじゃないかと思ひます。私も話合ひする段階ではたいへん友好的でありまして、御指摘のようなおことは接しなかったわけでありまして、実は出しものと、配役とかは、これは一般の常識であれば、上演月の一年くらい前にははきまっておるのが常識であります。国立劇場については相当おくれしておるわけでありまして、そこで、法案もできまじせんものですか、事実上の話し合ひをするといつても限度がありますので、段階的に申し上げますと、松竹との話し合ひは、演目はつい最近までは申し入れなかったわけでありまして、ただ、その俳優を、十一月はこういう俳優を回してもらいたいという希望はもう昨年の段階から申し入れてありまして、その線はおおむね了解をされながら話し合ひを継続しておいた。特に松竹とは契約関係をどういう関係でやるかという問題がありますので、なかなか具体的な話し合ひに最近まで入れなかったという

わけでありまして、突然というようなことではなわけでございます。

○鈴木力君 大臣にもちょっと伺いたいんですけれども、その前にもう少し事務局長に伺いたいんですが、何か話がだんだん違つてくるような気がするんですが、それは確かに松竹側では協力をするという話し合ひの中で、協力してくれという申し入れがあった、それから俳優を回してくれという話し合ひがあつて、回しなさいという返事もしてあった。そうしたら、自分の持つてゐる俳優から、おれはこういう番組のこういう役を仰せつかりますけれども、どうしようという相談にこられた。そうすると、今後の運営をしていく場合に、専属の俳優はしばらく持たないといふ場合、言つておる、われわれも確かに専属の俳優を持つて、専属の劇場でどうしろこうしろといふことは技術的にもできるはずじゃないからそれは申しません。そうすると、ある時期までは民間の、たとえば松竹さんなり東宝さんなり、そういうところで持つてゐる俳優に頼んでやらなければいけないわけでしょう。そのときに、一回目に俳優を回してくれと頼めば、あとはこつちでいろいろと組みかえて俳優に直接交渉してもいいものか。それとも、持つてゐる松竹なり東宝側なりにそういうことまでも頼みにいくのか、そういう相談をするのがいいのかどうか。いま聞いてみると、だいぶ前に俳優を回してもらうことを頼んであるから、それはそちらの了解を得るから、あとはこつちで進めた、こういうことでありますけれども、その辺の事実はどうなんでしょうか。

○政府委員(村山松雄君) 芝居の演目の決定というの、これは興行上の常識として、決定するまではこれは秘密でございます、これが簡抜けになつておつたのでは企画ができないわけでございます。そこで、国立劇場側では、演目のことは現段階ではまだ発表できないわけでありまして、伏せて、俳優の確保の話を松竹とやつておつた。こういう劇場の内幕をこういう席で申し上げるのは、私たいへんちやうちよするものであり

ますけれども、国会審議でありますからあえて申し上げますと、松竹側としては了承し、はつきりした契約をいついつまでに結ばうというような話し合ひが何度かされておるわけですが、ところが、その期日ごろになると、まだ話が詰まらないからもう少し延ばしてくれというようなことで何度か延び延びになつてきた。それで俳優のほうにしてみれば、十一月は国立劇場のためにあけてくれと言われただけで、自分は何に出るかかわらないでは、これは不安でしょうがない、内々でもいから漏らしてくれという気持ちになるのは、これは自然であります。そこで、最近の段階では、十一月に国立劇場のために保留された俳優に対して、ある程度どういふことをやるんだといふことを内々で話し合ひを始めておる段階だと、こういうことになつてゐるわけでありまして、それに対して松竹が御不満だといふことは、これはもつと早く契約方式まで含めて話し合ひが成立すれば、そういうことにならなかつたわけでありまして、けれども、そこら辺で俳優の保留と出しものの決定、契約といったものが並行して順調に進まなかつたので、多少前後したというのが真相でございます。

○鈴木力君 この出しものを決定するについては、俳優の割り当てからずつときまるまでは秘密にしなければいけない、そのことはわかるような気がいたします。秘密というの、一体どういふことなんです。たとえば、松竹なり東宝なりから俳優を借りてきて、そこでこつち落とし興行をやらなければいけないのに、その相手側にも秘密を保たなければいけないという意味なんですか、当事者同士も秘密にしているという意味なんですか。これは松竹が公演をする場合には、松竹のほうに担当するのは全部相談をしていまして、回りに言わないだけの話でしょう。だから、それが当時者であるのに言わないで、われわれから言へば、別のところについて話をしておつて、契約したか、しないかは別だ、契約以前に協力をしてくれと言つてゐるでしょう、そして、あとは契約がで

きていないから俳優に内々相談をしましたとか、特にこれは秘密を要するから言いませんでしたなどというのを、もし本気でおっしゃるなら、これはもう協力をしてくれといふことは、松竹や東宝には言へた義理じゃないと思ひます。そういう考え方で今後も運営をされるとすればたいへんなことなんです。これは大臣にちよつと伺いたい。これが、いま私が質問をして、事務局長から伺つた経緯なんです。そういうたてまえで今後いふか、それとすれば、だいぶ問題があると思ひます、まず運用のたまえといふことが、運用のしかたについてのお考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) いま鈴木さんの御指摘になつてゐる点は、今後とも非常に微妙なむずかしい点で、苦勞を要すると思ひます。骨組みとしては、やはり松竹、東宝の關係の歌舞伎役者が、国立劇場で伝統歌舞伎を演ずる場合には演ずることになりますので、この松竹と東宝中心に話を詰めていくことが必要であります。同時に、やっぱり役者といふのは、特殊な社会的存在で、相当わがままもあると思ひます。個人の私的な考え方もあると思ひますから、この個人個人ともある程度話を詰めていかなければならない。両様を並行してなめらかにいく努力をすることが今後の一番肝心な点だと私は思ひます。もしこの間、松竹の人が鈴木さんに不満を漏らされておつたとすれば、そういうような点に若干不十分な点があつたと思ひますから、今後、国立劇場の運営としては、さういふ点を十分に注意していきたい。それから同時に、運営の中心になつて相談をされます評議員の人たちに、松竹とか東宝の關係者にも入つていただいて、基本の相談から、その關係者にやっぱり地固めをしていただくといふこともないのじゃないか。現在はさういふような国立劇場の機構そのものがまだスタートしておりませんから、準備委員会でありまして、そういう点が若干は遺憾な点があつたと思ひますが、この点は十分細心の注意を払つていきま

請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ四五ノ
一八 鈴木輝雄外百三名
紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二二六号 昭和四十一年五月二十四日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ二七ノ
七 高橋良通外百十四名
紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二二七号 昭和四十一年五月二十四日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ三六ノ
一三 小田井勝弘外七十九名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二二六号 昭和四十一年五月二十五日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北五ノ四七ノ
一三 伊藤チヨキ外百六十五名
紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二二四七号 昭和四十一年五月二十五日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北五ノ一五ノ
一五 佐藤苑子外百四十三名
紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二二六七号 昭和四十一年五月二十六日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北六ノ一三ノ
九 山本義夫外九十一名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二二五八号 昭和四十一年五月十九日受理
靖国神社の国家護持に関する請願(二通)
請願者 佐賀市木庄町西八田 江副九郎外
四千五百六十七名
紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第二二五九号 昭和四十一年五月十九日受理
靖国神社の国家護持に関する請願(二通)
請願者 佐賀県鳥栖市宿町 原正人外五千
五百八十八名
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第二二五九二号 昭和四十一年五月十九日受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市會田町四、九六三
鹿屋市遺族会内 塚野道雄外四千
九百五十四名
紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

靖国神社の国家護持に関する請願(五通)
請願者 熊本県菊池郡西合志村大字合生
長野一幸外四千八百九十一名
紹介議員 沢田 一精君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第二二六二二号 昭和四十一年五月二十日受理
国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する
請願
請願者 岩手県水沢市大畑四ノ一五 永井
庄蔵外二十三名
紹介議員 鈴木 力君
国内産牛乳による学校給食の法制化を、左記事項
を骨子としてすみやかに進めたい。

一、国は年次計画によつて、全児童、生徒に対す
る国内産牛乳の給食を実施させること。
二、年次計画の作成、実施にあたり、生産者団体
の意見を十分反映させる方法をとること。
三、乳業者は正当な理由がない限り、生産者団体
の学校給食向け委託加工をこばむことができな
いものとする。

四、学校給食向け牛乳の生産者手取価格は、通常
の市乳取引価格を下まわらないこと。
五、国及び都道府県、市町村は父兄負担を増加さ
せないため、また、供給の円滑を図るために必
要な助成、奨励措置を行なうこと。

理 由
わが国の児童、生徒の健康増進と酪農の安定した
発展を図るためには、学校給食に栄養価の高い、
新鮮な牛乳をとり入れることがぜひとも必要であ
り、生徒、父兄の不評をうけている現在の輸入脱
脂粉乳を国内産牛乳におきかえる必要がある。

第二二六四三三号 昭和四十一年五月二十四日受理
「なきまた」正課教材採択に関する請願(三通)
請願者 京都市伏見区向島二の丸町二六ノ
二 山本綾子外二十六名
紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第二二六四四号 昭和四十一年五月二十四日受理
「なきまた」正課教材採択に関する請願(二通)
請願者 京都市左京区下鴨夢倉町一六 古
川喜一外十七名
紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第二二六五八号 昭和四十一年五月二十五日受理
重度肢体障害者の教育、福祉、更生施設に関する
請願(二七通)
請願者 兵庫県加西郡北条町谷 垣内康明
外七百四十九名
紹介議員 中沢伊登子君
重度肢体障害者で義務教育の課程を修了していな
い者の教育、福祉、更生を図るため、左記要領に
より適切な措置を講ぜられたい。

通信教育、訪問教育、収容教育等の実施または特
殊学級を設置するなど、年齢に制限なく適切な
教育の施設を講ずること。

第二二六五九号 昭和四十一年五月二十五日受理
重度肢体障害者の教育、福祉、更生施設に関する
請願(十八通)
請願者 兵庫県加西郡北条町本町 三木勇
外五百四十名
紹介議員 中村 正雄君
この請願の趣旨は、第二二六五八号と同じである。

第二二六六〇号 昭和四十一年五月二十五日受理
重度肢体障害者の教育、福祉、更生施設に関する
請願(七通)
請願者 兵庫県加西郡泉町下若井 谷川千
代子外百九十六名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第二二六五八号と同じである。

第二六六一号 昭和四十一年五月二十五日受理
重度肢体障害者の教育、福祉、更生施設に関する
請願（六通）

請願者 兵庫県加西郡加西町網引五一四

堀井健吉外百六十八名

紹介議員 瓜生 清君

この請願の趣旨は、第二六五八号と同じである。

第二六六号 昭和四十一年五月二十六日受理

戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願

請願者 山口市大字上宇野令字春日二、〇

八六社会福祉会館内財団法人山口

県傷痍軍人会会長 松永憲太

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一四九一号と同じである。

昭和四十一年六月十四日印刷

昭和四十一年六月十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局